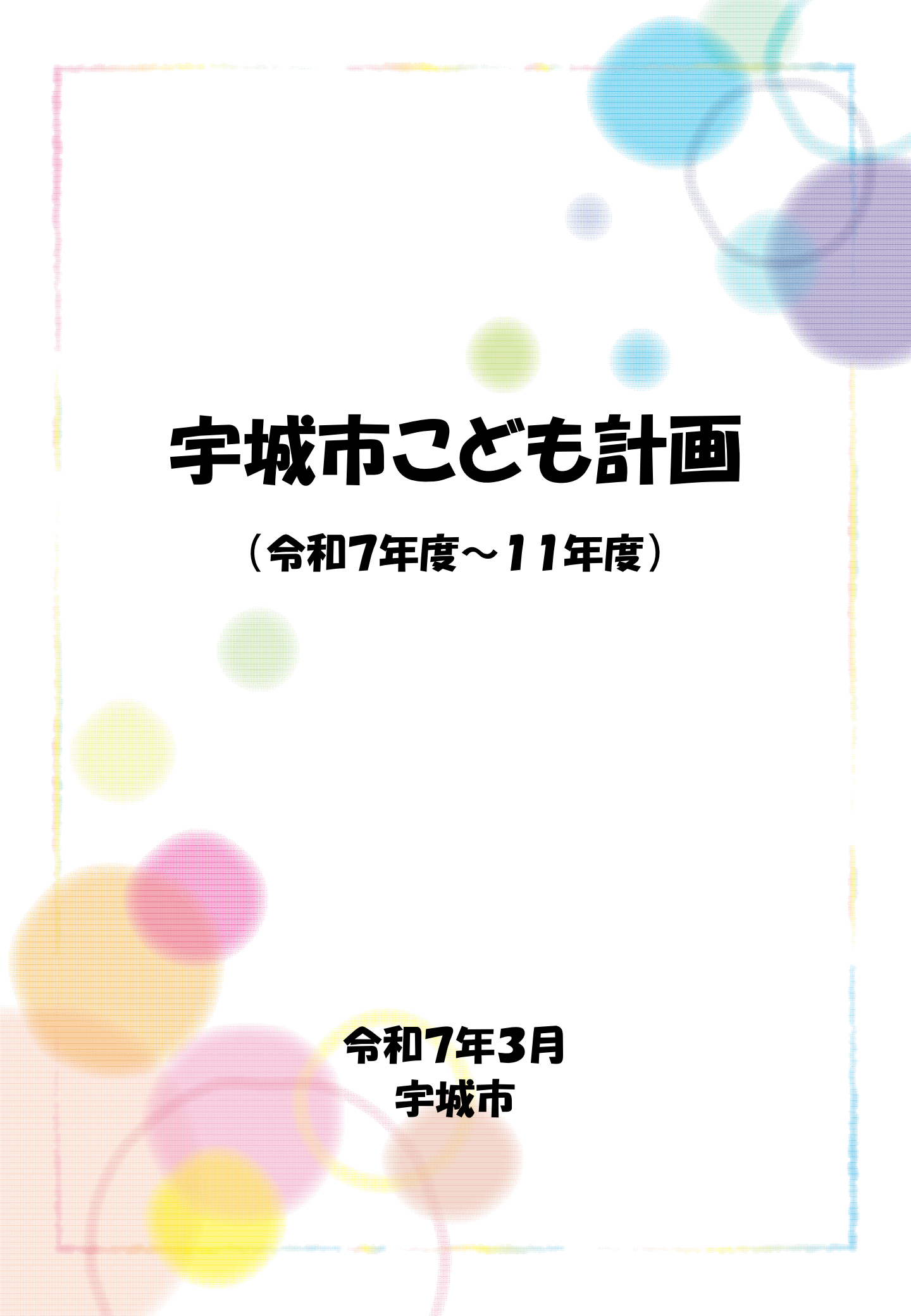


The background features a white page with a hand-drawn border in various colors (pink, yellow, blue, green). Scattered throughout are several overlapping circles in colors like blue, purple, green, yellow, and pink, some of which are semi-transparent.

宇城市こども計画

(令和7年度～11年度)

令和7年3月
宇城市

こども・若者支援でも

「ここがいい。ともに過ごすまち 宇城」を目指して

宇城市では、令和2年3月に「第2期すこやか宇城っ子プラン」を策定し、すべての子育て家庭が、こどもを安心して産み、育てられる、そして次世代を担うこども達が宇城市で生まれ育って良かったと実感でき、健やかに自分らしく成長できる住みやすさを体感できるまちづくりを進めてまいりました。

この度、「第2期すこやか宇城っ子プラン」の期間満了、そして「こども基本法」の施行に伴い、国の「こども大綱」と熊本県の「こどもまんなか熊本・実現計画」を勘案した「宇城市こども計画」を策定しました。

本計画は、すべてのこども・若者が健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか」の考えのもと、新たに生じた課題等を解決するための施策を取りまとめたものです。

こどもは、未来を担う存在であり、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であるとともに、おとなと一緒に社会を形成する市民です。少子化・核家族の進展や保護者の就労状況の多様化など、こどもを取り巻く環境が大きく変化している中、市としましても、それぞれの家庭はもちろんのこと、市民の皆様と共に、こどもの幸せな暮らしや育ちを支えてまいります。

最後に、本計画策定にご尽力いただきました「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、この計画を着実に推進するため、引き続き市民の皆様、関係機関の皆様のご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和7年3月

宇城市長 末松直洋



目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景及び趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間・計画の対象	4
4 計画の策定体制	5
第2章 こどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況	7
1 こども・子育てをめぐる動き	8
（1）国の動向	8
2 市の状況	10
3 アンケート調査	26
第3章 計画の展開	35
1 計画の基本理念	36
2 基本理念を実現するための目標	37
3 計画を推進するため視点	38
4 計画の体系	39
目標Ⅰ こどもの権利を保障し、こどものすこやかな成長を支援する	41
（取組の方向性）（1）こどもの権利に関する理解促進	42
（2）こどもの意見の表明・参加の促進	45
（3）こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	47
（4）こどもの権利侵害の防止、相談・救済	51
目標Ⅱ こどもが安心して育つための家庭への支援を推進する	55
（取組の方向性）（1）妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援	56
（2）生活に困難を抱える子育て家庭への支援	62
（3）こどもの発達・成長に応じた支援	65
目標Ⅲ こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	70
（取組の方向性）（1）幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	71
（2）良好な教育・保育サービスの確保	74
目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する	77
（取組の方向性）（1）すべての若者のすこやかな育成支援	78
（2）若者の課題解決に向けた支援	81
目標Ⅴ こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する	84
（取組の方向性）（1）地域における子育て支援活動の推進	85
（2）子育て世帯が住み続けたい環境の整備	87

第4章 こども・子育て支援事業計画（第3期）	9 1
1 こども・子育て支援事業計画について	9 2
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	9 3
3 地域こども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	9 7
第5章 計画の推進	1 1 3
1 計画の推進体制	1 1 4
2 計画の評価・見直し	1 1 5
資料	1 1 7
宇城市子ども・子育て会議条例	1 1 8
宇城市子ども・子育て会議名簿	1 1 9

≪注意書き≫

【「こども」と『子ども』の表記について】

「こども」の表記は、子ども基本法に倣い、原則として『子ども』ではなく「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における『子ども』など法令に根拠がある語を用いる場合や既存の予算事業名及び組織名などの固有名詞として用いる場合は『子ども』を用いています。

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、こどもやその家族を取り巻く環境は少子化・核家族化の進展や保護者の就労状況の多様化、新型コロナウイルス感染症等の影響により多様化・複雑化し、こどもの貧困や教育・体験格差、不登校やひきこもり、いじめ、虐待、自殺などが深刻な社会現象となっています。

こうした背景のもと令和5年4月、こどもに関する行政の一元化や取組み強化を目的とし、「こども家庭庁」が発足されました。同時に「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」をまとめた「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども政策を総合的に推進するため国全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市においては、令和2年に「選ばれ、住み続けていただくまち」を目指し「第2期すこやか宇城っ子プラン（宇城市次世代育成支援行動計画・宇城市子ども・子育て支援事業計画）」（以降第2期プランとする。）を策定し、教育・保育や子育て支援の取組みを推進してきましたが、全国と同様に少子高齢化や出生数の減少が進んでおり、「こどもまんなか」の考えのもと、これまで以上に一人ひとりの状況に応じた、きめ細かい支援が求められています。

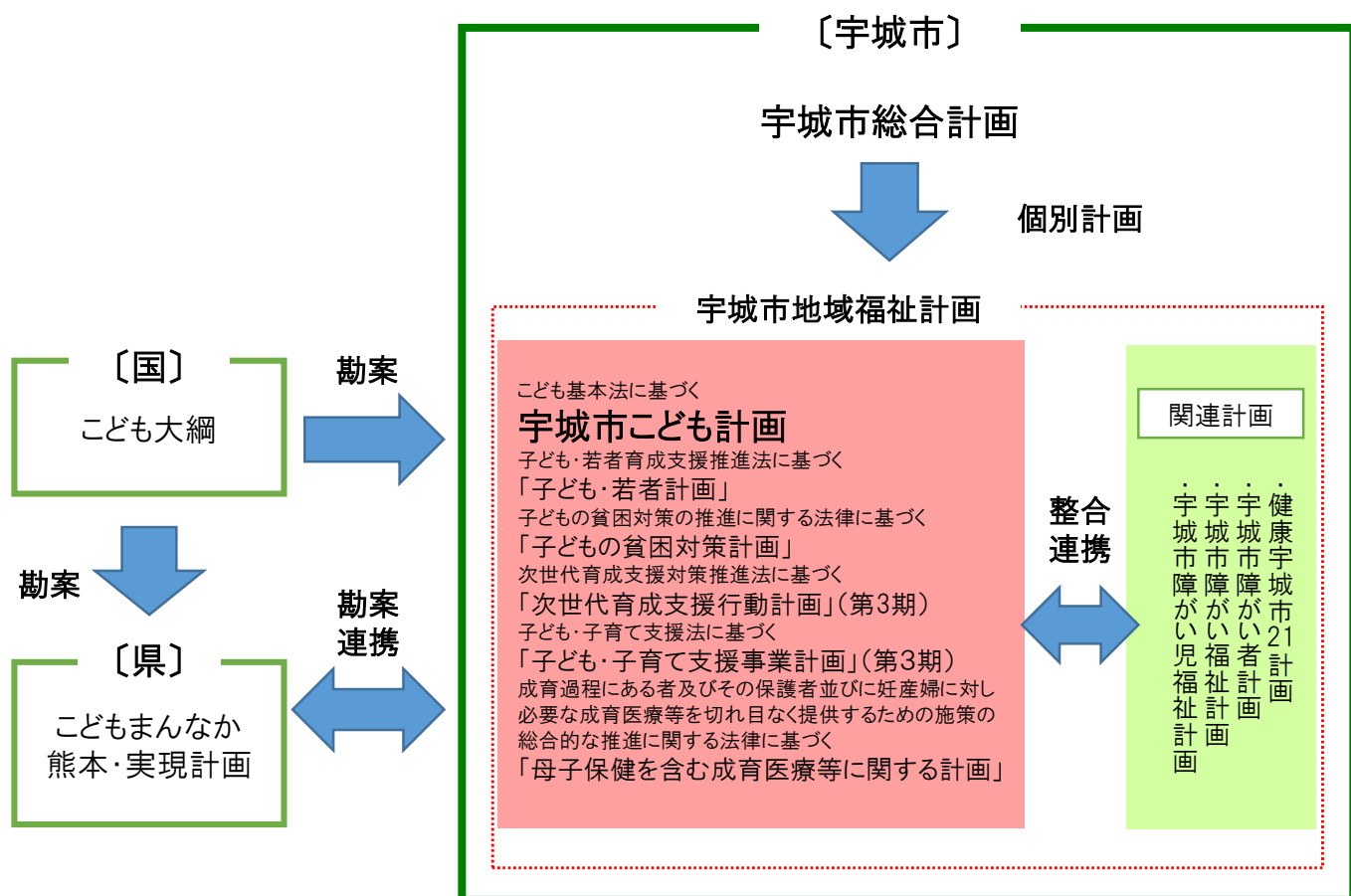
これらの背景を踏まえ、本市においても、すべてのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会を目指し、これまで取り組んできた「第2期プラン」の計画を引き継ぎ、新たに生じた課題等を解決するための施策を、地域全体で総合的に推進していくため、少子化対策やこどもの貧困対策、こども・若者の育成支援、こども・子育て等の施策を一体的に取りまとめた「宇城市こども計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

宇城市総合計画に基づくこどもに関する個別計画であるとともに、こどもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画とします。

- ① こども基本法に基づく「こども計画」
- ② 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」(第3期)
- ⑤ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(第3期)
- ⑥ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」



3 計画期間・計画の対象

(1) 計画期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）を目標年度とする5か年計画とします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、こども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね13歳から30歳まで、施策によっては概ね39歳まで）とその家族とします。

0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～29歳	30～39歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども				
		若者		

4 計画の策定体制

(1) 宇城市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、こども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「宇城市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) こども・若者・子育てに関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、こどもや若者の意見を取り入れ、対等な目線で共に社会をつくるという認識と、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小中学生と若者・就学前児童及び小学生の保護者を対象に以下に記載のアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和6年9月2日(月) から 令和6年9月13日(金)	令和6年7月1日(月)から令和6年7月26日(金)		
調査方法	学校用タブレットによる 回答	LOGOフォームによる回答		
調査対象	市内の学校へ通学している「小学4年生から 中学3年生」	令和6年6月1日現在、宇城市在住の16歳～39歳の中から無作為抽出した2,000人のこども 若者	令和6年6月1日現在、宇城市在住の就学前児童の中から無作為抽出した1,000名の保護者	令和6年6月1日現在、宇城市在住の小学生の中から無作為抽出した1,000名の保護者
送付数	1,199 件	2,000 件	1,000 件	1,000 件
回収数	803 件	391 件	340 件	367 件
回収率	67.0 %	19.5 %	34.0 %	36.7 %

(3) ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり、アンケート調査では把握しきれない、こどもや若者の現状を把握するため、日頃よりこどもや若者を支援している方へヒアリング調査を実施しました。

◆実施時期

令和6年12月

◆対象者

- ①不登校児童・生徒（支援員）
- ②不登校ではないが、学校に来ない、来れない生徒（市立中学校の先生）
- ③引きこもる若者（相談員）
※不登校の定義…年間30日以上欠席したもの

◆実施方法

対象者を訪問し聞き取りを行いました。

◆意見聴取内容

- ①不登校児童・生徒（支援員）
 - 児童の置かれている境遇
 - 支援が届かないところ
 - 児童の要望
 - 支援前と後の児童の変化
 - 学校との連携
- ②学校に来ない、来れない生徒（市立中学校の先生）
 - 学校の現状
 - 学校の要望
- ③引きこもる若者（相談員）
 - 相談状況
 - 相談対応
 - 引きこもりのきっかけ

(4) パブリック・コメントの実施

令和7年2月7日から2月25日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

第2章

こどもと子育て家庭、
若者を取り巻く状況

1 こども・子育てをめぐる動き

(1) 国の動向

◆ こども大綱の閣議決定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども大綱が閣議決定されました。

こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を総合的に推進し、おおむね5年後を目途に見直すこととされています。

◆ こども基本法の施行

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。全てのこどもが、個人として尊重され基本的人権が保証されるとともに、差別的な扱いを受けることなく幸福な生活を送ることができる社会、また意見の表明・多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こどもが心身ともに健やかに育成されるようこども政策を総合的に推進することを目的としています。

◆ 子ども・若者支援

子ども・若者育成支援推進法は、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成22年4月に施行され、平成27年度には、「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。その後もこども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、多くのこども・若者が不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増す中、こども・若者が誰ひとり取り残されず、安心できる居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、令和3年4月に第3次となる大綱が策定されました。

◆ こどもの貧困対策

明日の日本を支えていくこどもたちが貧困の連鎖によって、将来が閉ざされることの無いよう、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。これを受け、子どもの貧困対策に関する大綱が策定され、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現、成育環境の整備、教育を受ける機会の均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進し様々な取組を進めてきました。令和元年6月に一部を改正され、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、同年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

◆子ども・子育て支援新制度

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和元年10月には、総合的な少子化対策を推進する一環として子育て家庭の経済的負担の軽減、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

また、令和6年6月5日に「改正子ども・子育て支援法」が可決され、令和6年10月から児童手当が拡充されました。

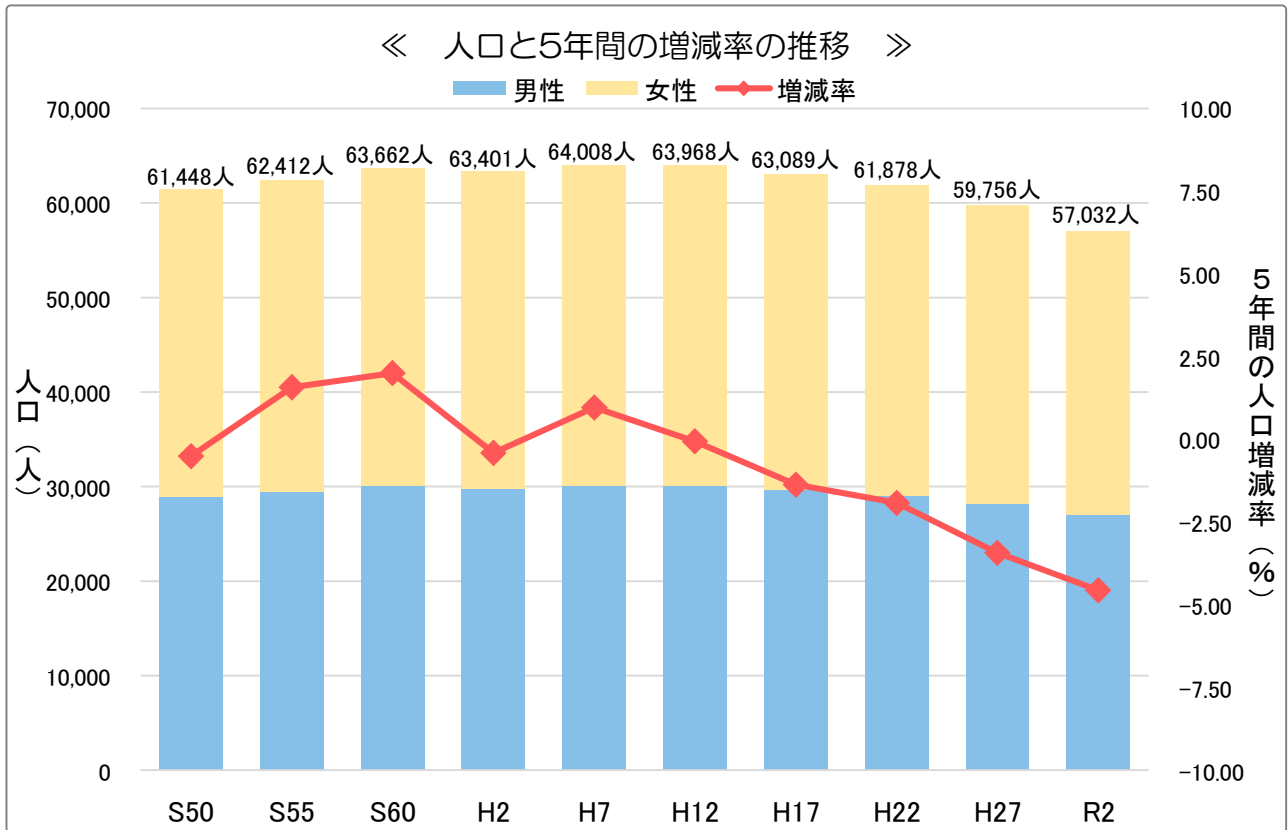
2 市の状況

(1) 宇城市の人口等の推移

①人口と増減率の推移

市の人口は、令和2年度では男性26,991人、女性30,041人の57,032人となり、前回の平成27年調査から2,724人（4.56％）減少しました。

人口増減率の推移をみると、前回調査から1.13ポイント低下しており、平成7年以降低下を続けています。



○人口等の推移

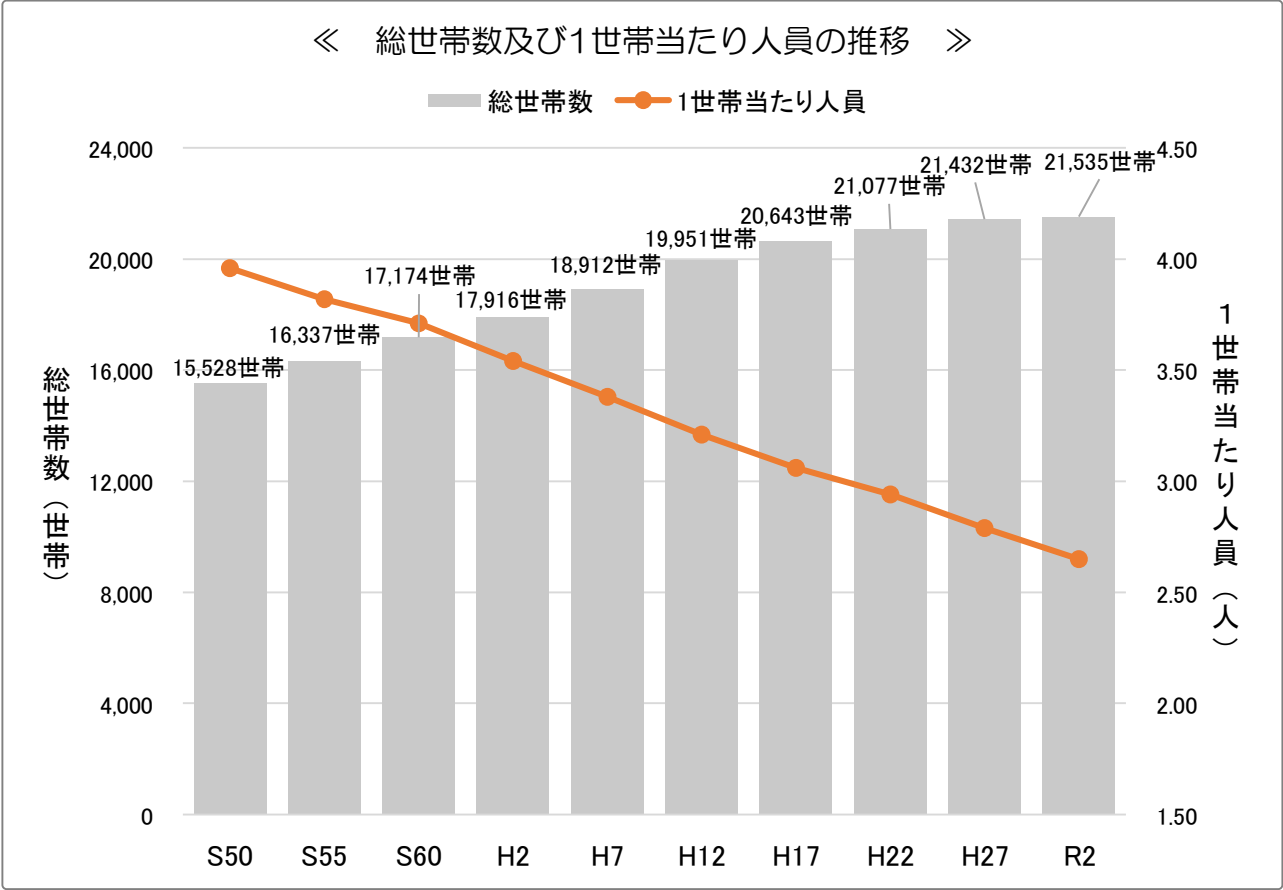
資料：総務省「国勢調査」

年	人口(人)			5年間の人口増減		総世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員(人)
	総数	男性	女性	増減数(人)	増減率(%)		
昭和50年	61,448	28,862	32,586	△ 318	△ 0.51	15,528	3.96
昭和55年	62,412	29,479	32,933	964	1.57	16,337	3.82
昭和60年	63,662	30,036	33,626	1,250	2.00	17,174	3.71
平成2年	63,401	29,765	33,636	△ 261	△ 0.41	17,916	3.54
平成7年	64,008	30,102	33,906	607	0.96	18,912	3.38
平成12年	63,968	30,036	33,932	△ 40	△ 0.06	19,951	3.21
平成17年	63,089	29,693	33,396	△ 879	△ 1.37	20,643	3.06
平成22年	61,878	29,031	32,847	△ 1,211	△ 1.92	21,077	2.94
平成27年	59,756	28,121	31,635	△ 2,122	△ 3.43	21,432	2.79
令和2年	57,032	26,991	30,041	△ 2,724	△ 4.56	21,535	2.65

②総世帯数及び1世帯当たり人員の推移

市の総世帯数は21,535世帯で前回調査より103世帯（0.48％）の増となっており、一貫して増加しています。

一方、1世帯当たり人員は2.65人で前回より0.14人（5.02％）の減と、減少が続いています。



資料：総務省「国勢調査」

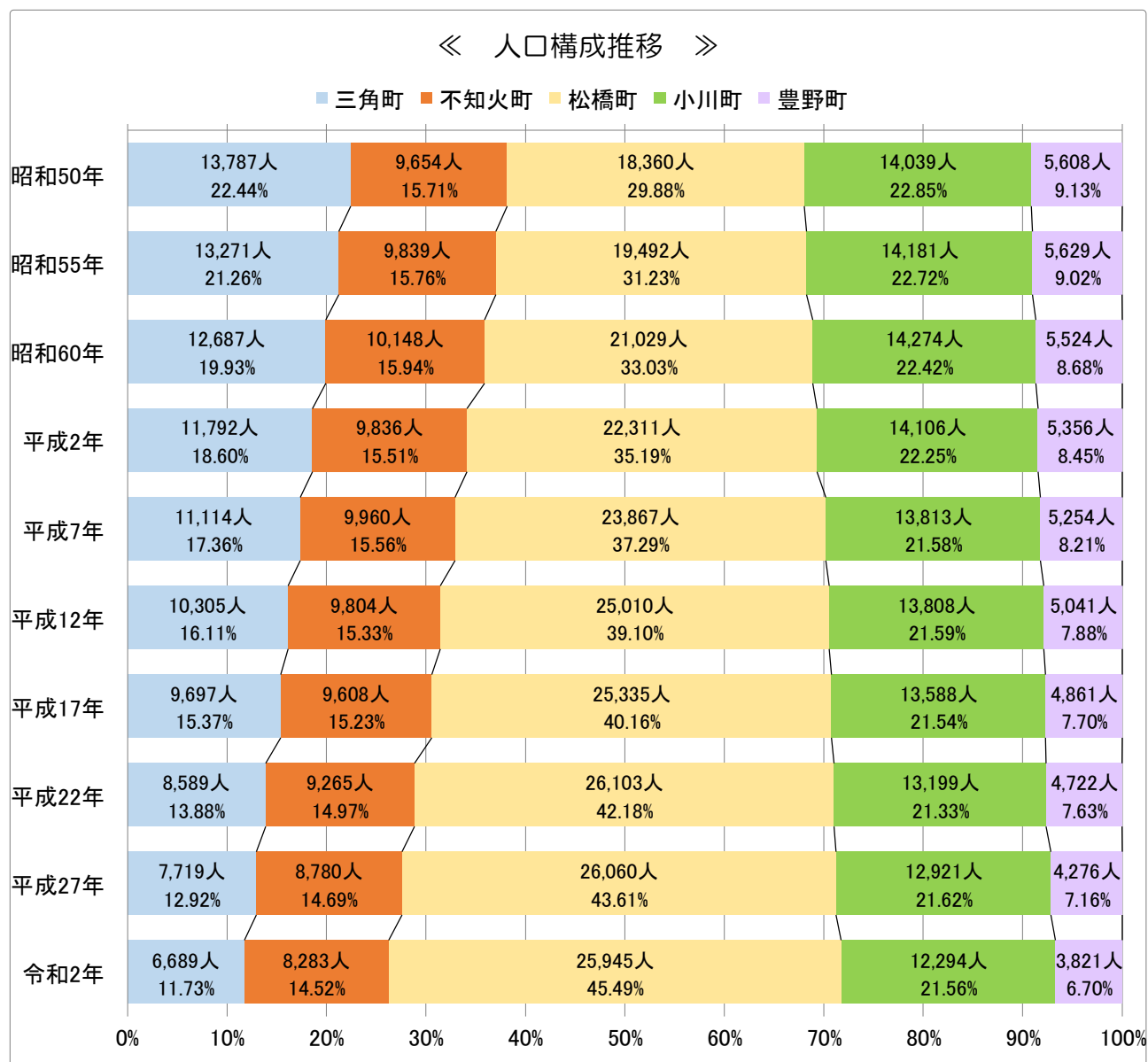
○総世帯数、1世帯当たり人員の推移

年	総世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人)	5年間の世帯数増減		5年間の世帯当たり人員増減	
			増減数(世帯)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
昭和50年	15,528	3.96	829	5.64	△ 0.24	△ 5.71
昭和55年	16,337	3.82	809	5.21	△ 0.14	△ 3.54
昭和60年	17,174	3.71	837	5.12	△ 0.11	△ 2.88
平成2年	17,916	3.54	742	4.32	△ 0.17	△ 4.58
平成7年	18,912	3.38	996	5.56	△ 0.16	△ 4.52
平成12年	19,951	3.21	1,039	5.49	△ 0.17	△ 5.03
平成17年	20,643	3.06	692	3.47	△ 0.15	△ 4.67
平成22年	21,077	2.94	434	2.10	△ 0.12	△ 3.92
平成27年	21,432	2.79	355	1.68	△ 0.15	△ 5.10
令和2年	21,535	2.65	103	0.48	△ 0.14	△ 5.02

③町別人口構成の推移

市の人口構成割合を町別にみると、松橋町が25,945人（45.49％）と最も多く、半数近くを占めており、その割合は年々高くなっています。

一方で、昭和50年と比較して三角町は10.71ポイント低下、豊野町は2.43ポイント低下と低くなり続けています。

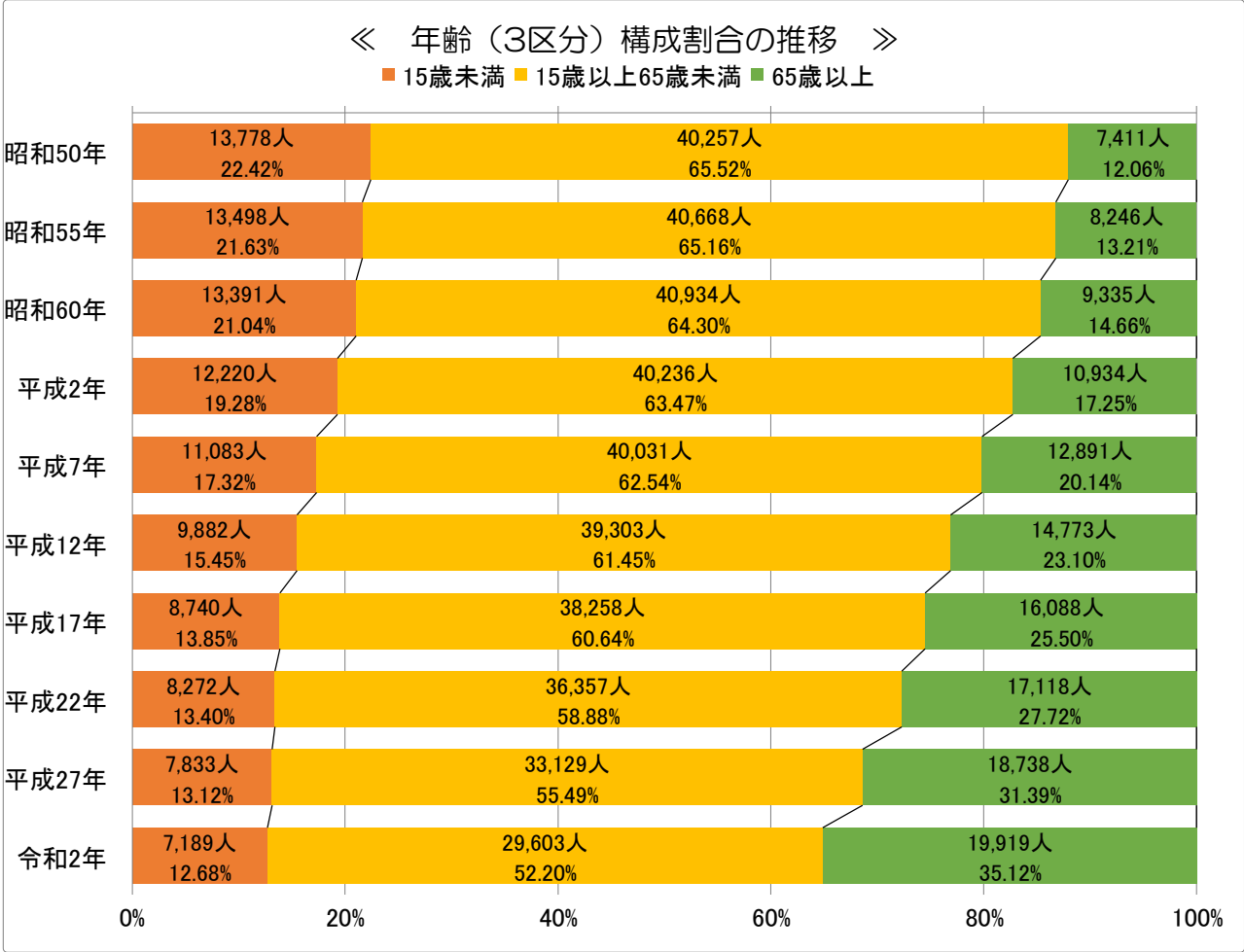


資料：総務省「国勢調査」

④年齢（3区分）別の人口と構成割合

市の年齢（3区分）別の人口と構成割合をみると、15歳未満人口は7,189人（12.68%）、15～64歳人口は29,603人（52.20%）、65歳以上人口は19,919人（35.12%）となっています。

昭和50年調査以降、15歳未満人口と15歳以上65歳未満人口割合の低下が続いている一方で、65歳以上人口の割合は上昇を続けており、高齢化が進んでいます。

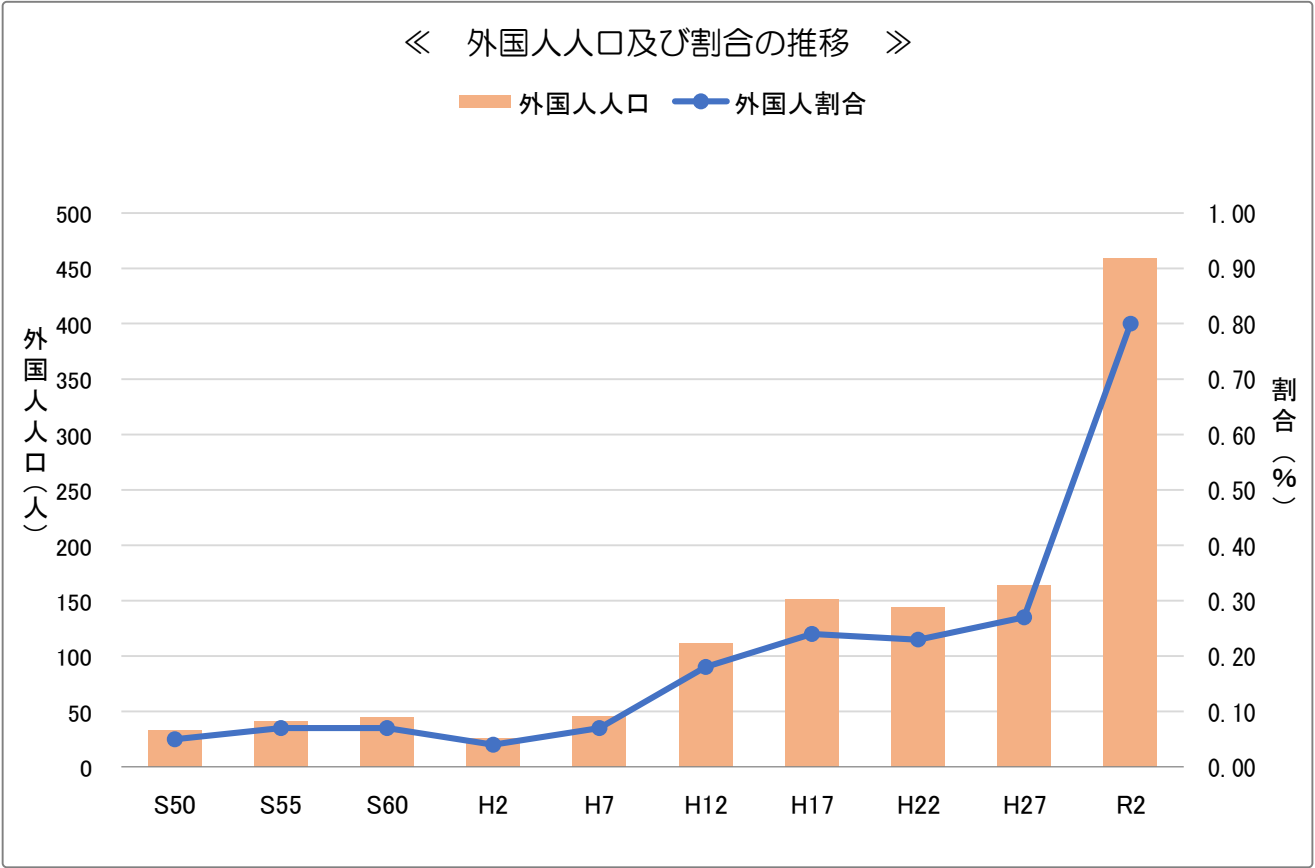


資料：総務省「国勢調査」

【参考】高齢化を示す指標	
高齢化社会	65歳以上人口の割合が7%以上
高齢社会	65歳以上人口の割合が14%以上
超高齢社会	65歳以上人口の割合が21%以上

⑤外国人人口

市に住民登録している外国人の人口は459人で前回調査に比べ295人（179.88％）の増となり、総人口に占める割合は0.80％で前回調査より0.53％の増となりました。



資料：総務省「国勢調査」

○男女別外国人人口、割合の推移

年	総人口 (人)	外国人人口 (人)			外国人割合 (%)	外国人人口 前回からの 増減率 (%)
		総数	男性	女性		
昭和50年	61,448	33	18	15	0.05	...
昭和55年	62,412	41	21	20	0.07	24.24
昭和60年	63,662	45	26	19	0.07	9.76
平成2年	63,401	26	9	17	0.04	△ 42.22
平成7年	64,008	46	27	19	0.07	76.92
平成12年	63,968	112	27	85	0.18	143.48
平成17年	63,089	151	45	106	0.24	34.82
平成22年	61,878	144	33	111	0.23	△ 4.64
平成27年	59,756	164	36	128	0.27	13.89
令和2年	57,032	459	171	288	0.80	179.88

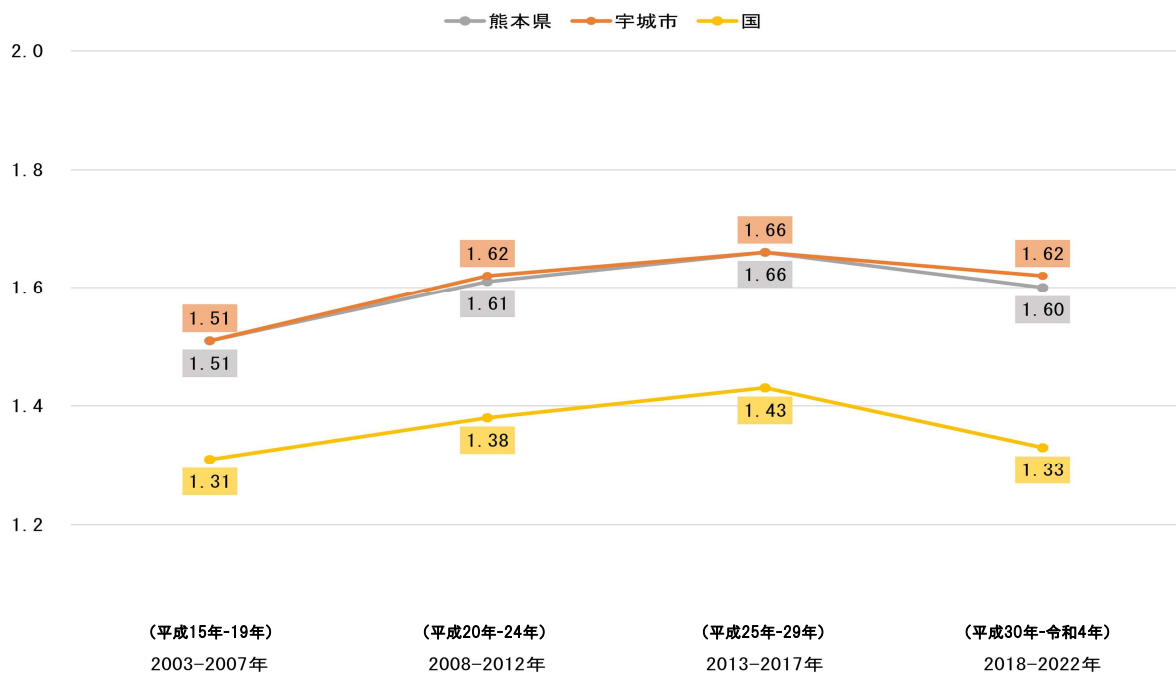
(2) 出生・未婚の現状

① 合計特殊出生率と出生数

市における合計特殊出生率は、平成25年から平成29年まで増加傾向でしたが、人口減少もあり、その後減少に転じています。

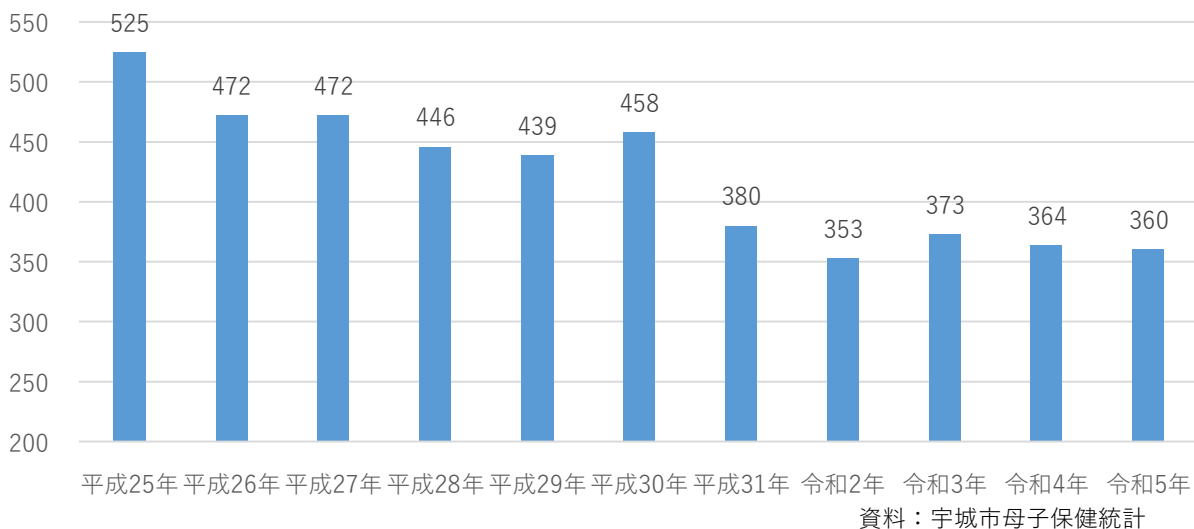
出生数は、平成30年に若干増加しましたが、その後は大幅に減少しています。

《 合計特殊出生率の推移 》



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

《 出生数の推移 》

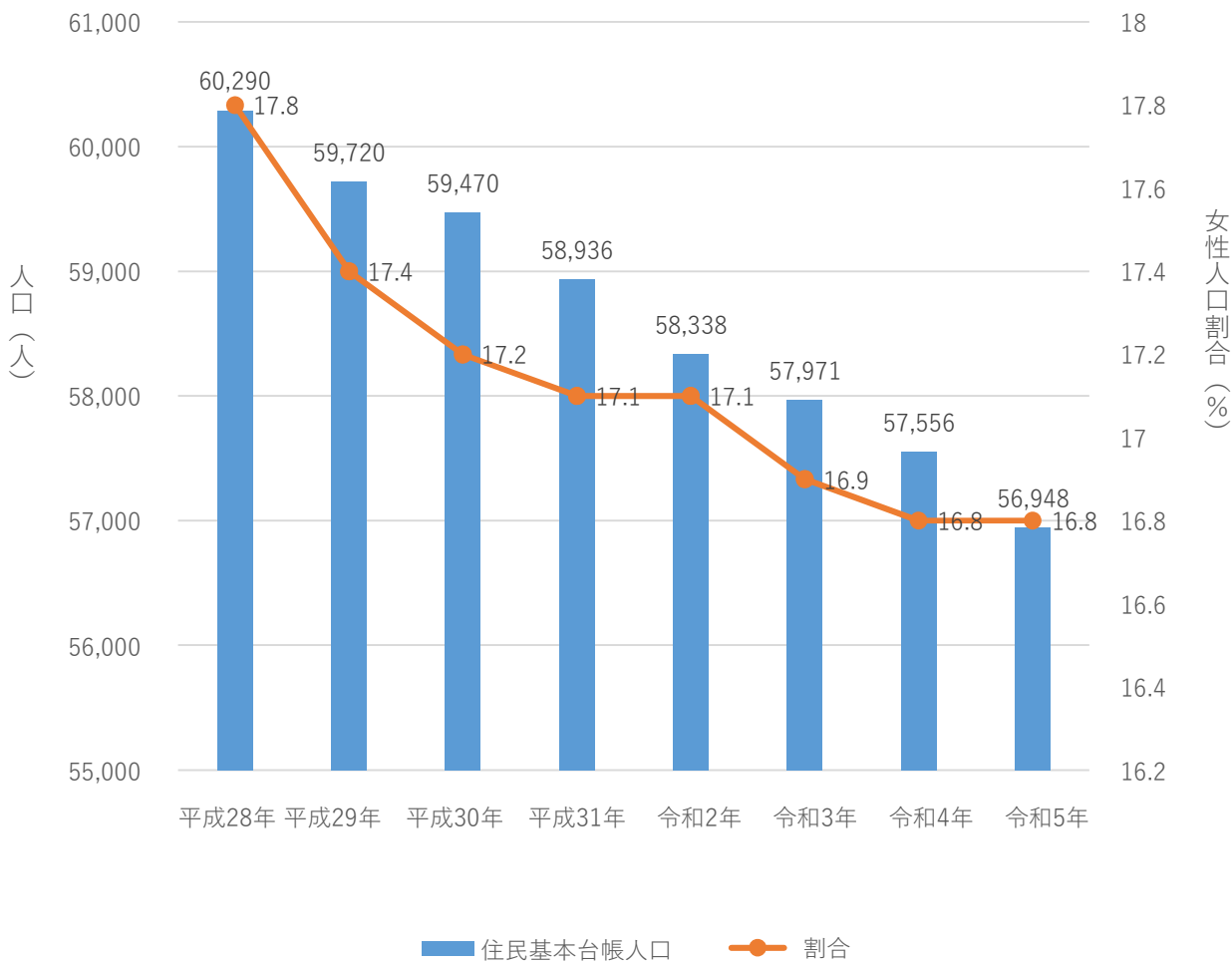


資料：宇城市母子保健統計

②人口及び女性人口（15歳から49歳）の割合の推移

平成28年に60,290人だった人口は、令和5年に56,948人まで減少し、この間の15歳から49歳の女性人口の割合は、17.8%から16.8%に減少しています。

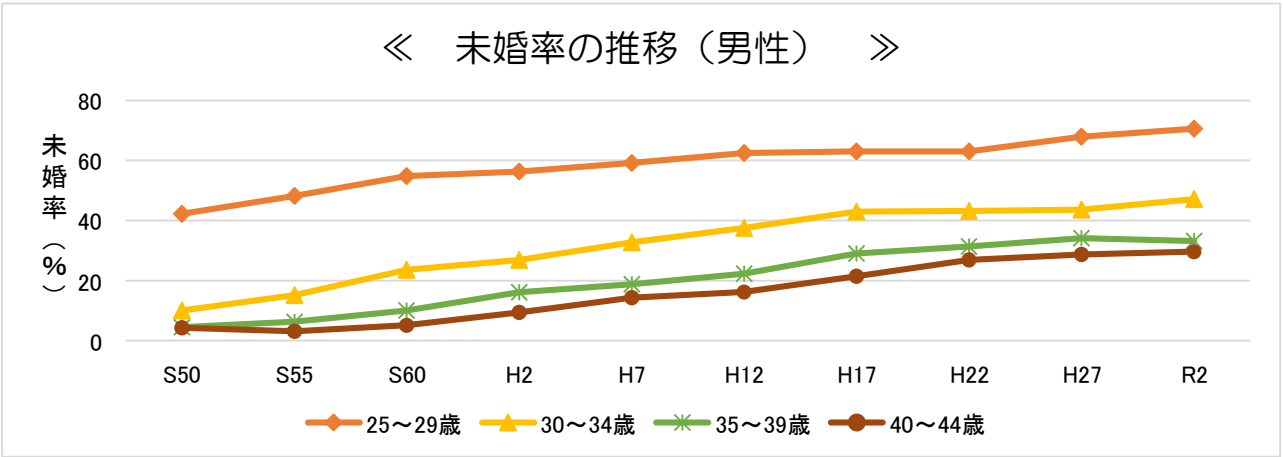
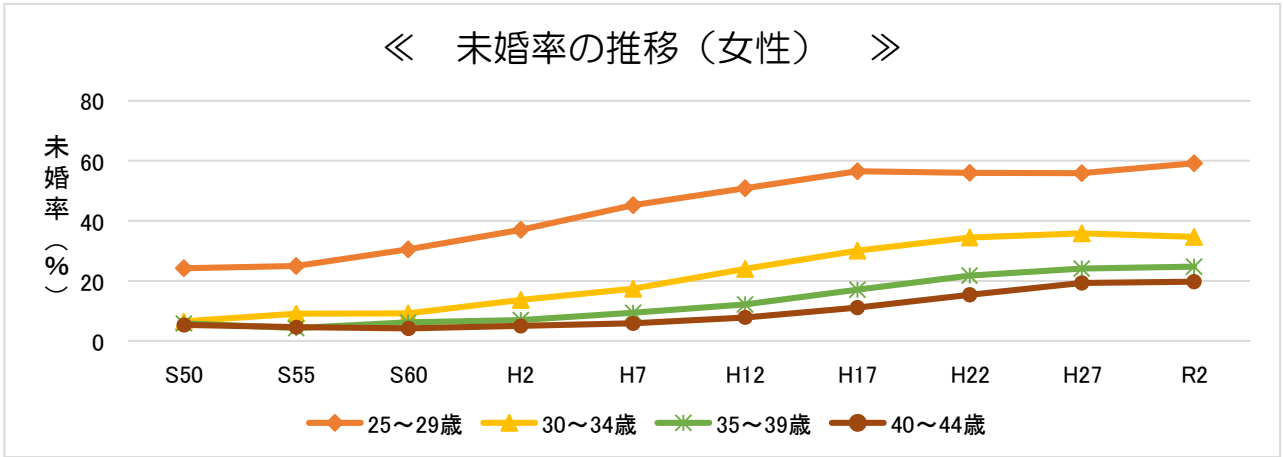
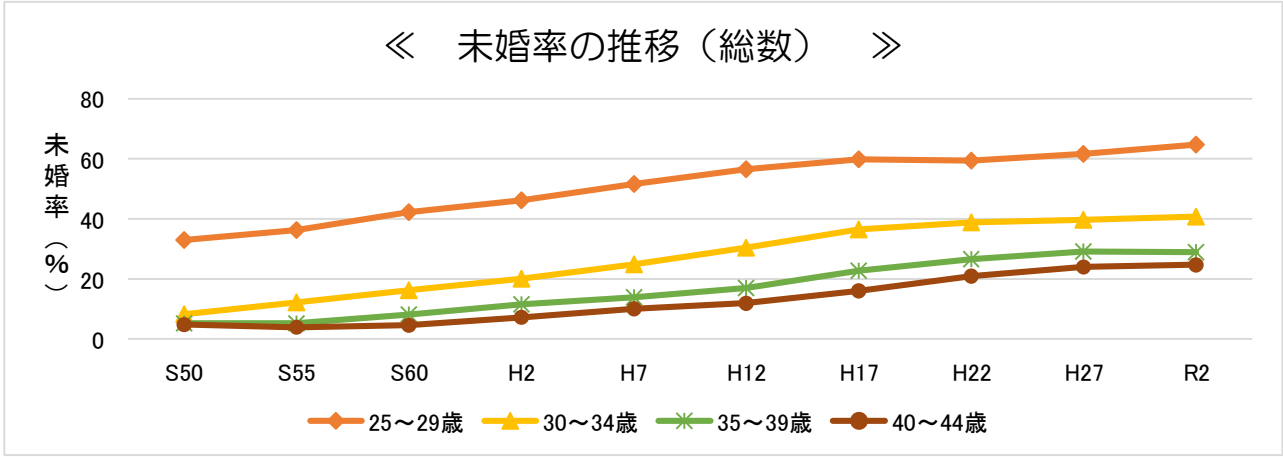
《 人口及び女性人口(15歳から49歳)の割合の推移 》



資料：住民基本台帳「指定区別年齢別男女別人口調」

③未婚率の推移

市における未婚率の推移をみると、女性、男性ともに25～29歳の未婚率が高い傾向があり、前回調査に続いて上昇しています。



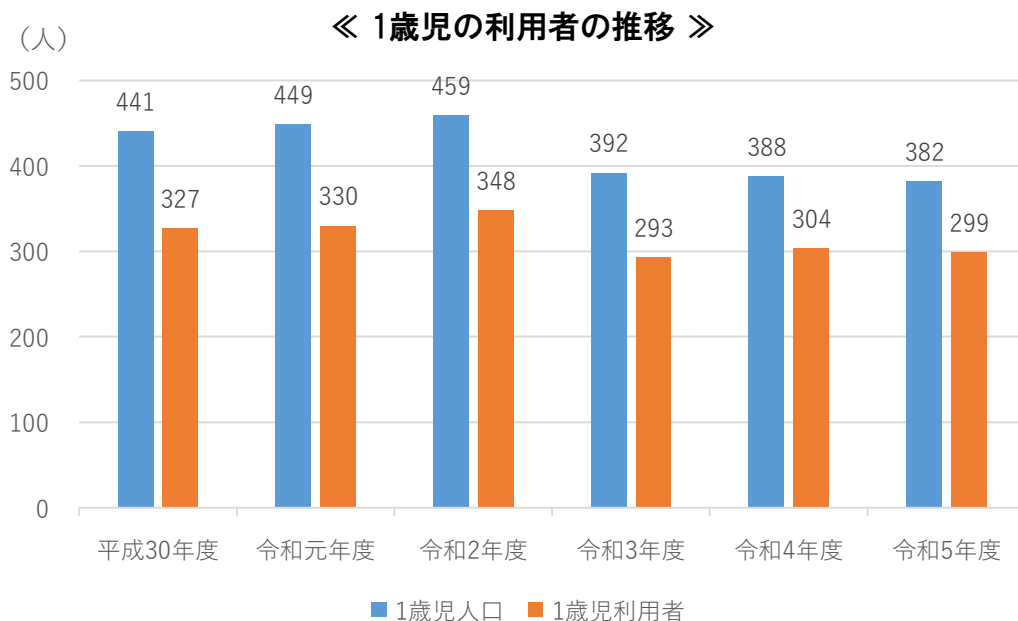
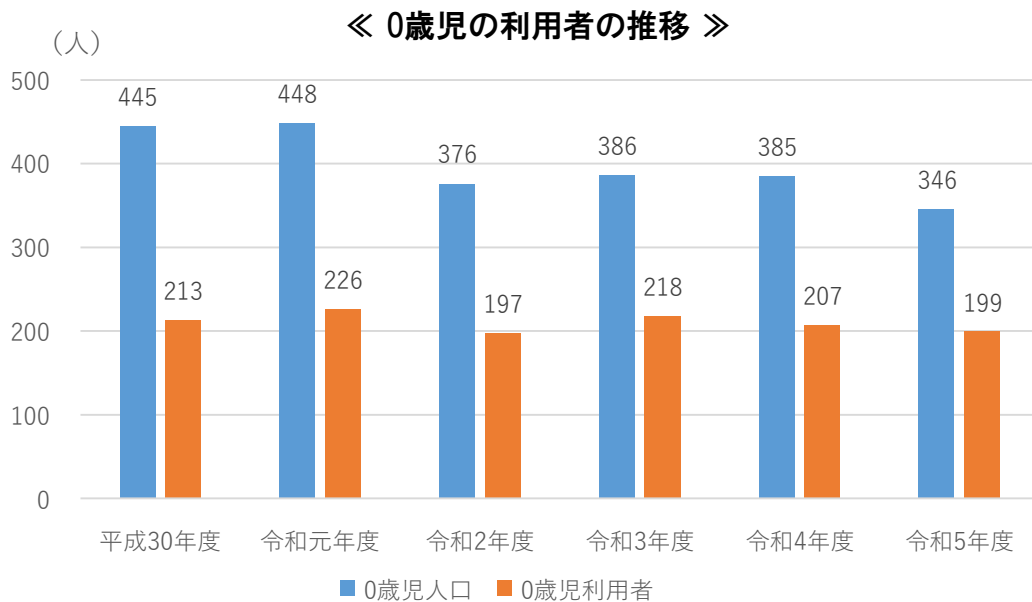
資料：総務省「国勢調査」

(3) 教育・保育施設の利用状況の推移

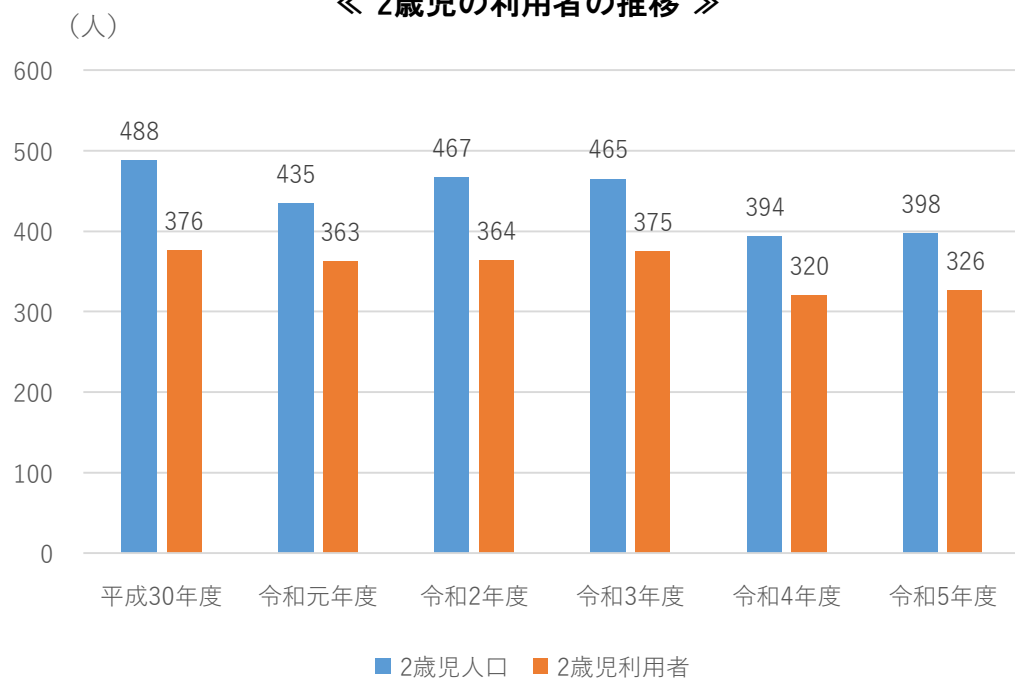
①教育・保育施設利用者

市の0歳児から5歳児の人口は減少傾向にあります。これに伴い利用の割合が高い3歳児から5歳児の教育・保育施設利用者数には緩やかな減少がみられますが、0歳児及び1歳児の利用者数はおおむね横ばいに推移しています。

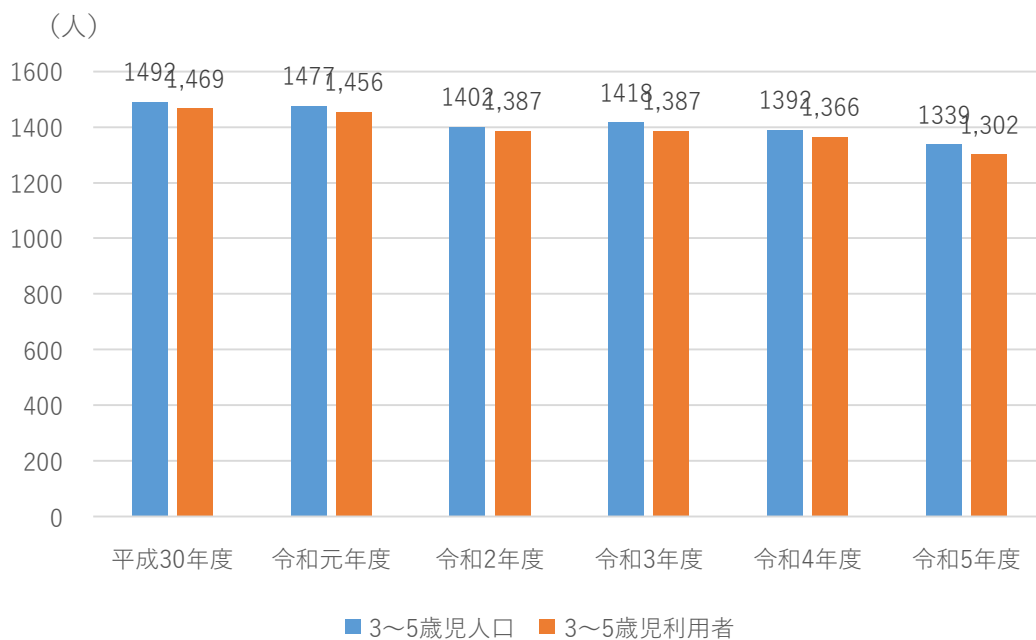
(各年度3月末現在の人数)



《 2歳児の利用者の推移 》



《 3～5歳児の利用者の推移 》



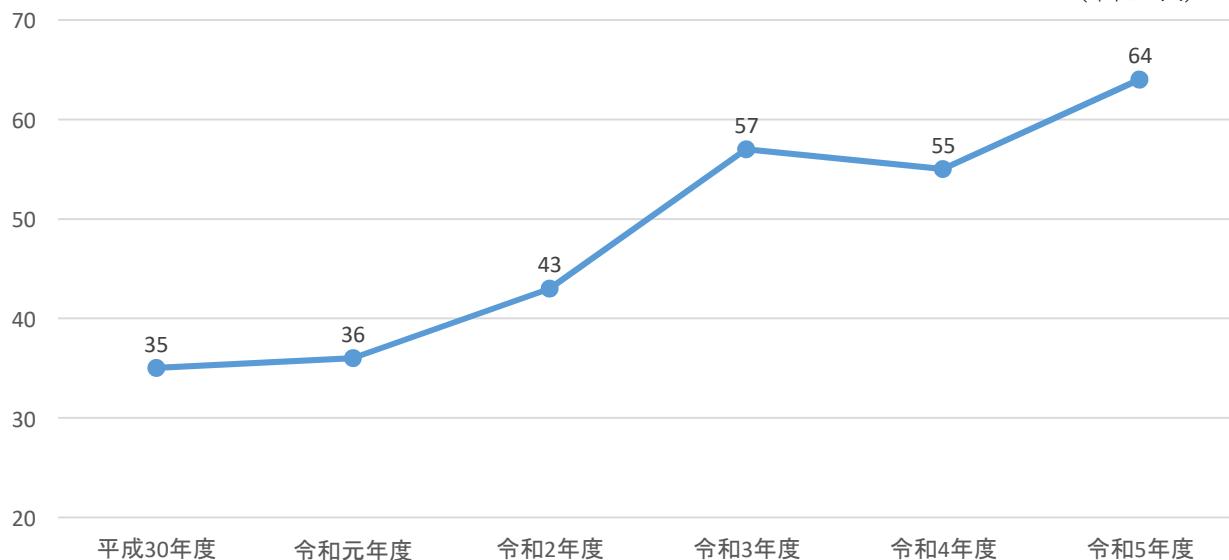
(4) 特別な支援を必要とするこどもの状況

①学童クラブにおける特別な支援を必要とするこどもの在籍数

市内の学童クラブにおける特別な支援を必要とするこどもは、令和4年度は減少したものの、年々増加傾向となっています。

《 学童クラブにおける特別な支援を必要とするこどもの在籍数の推移 》

(単位：人)



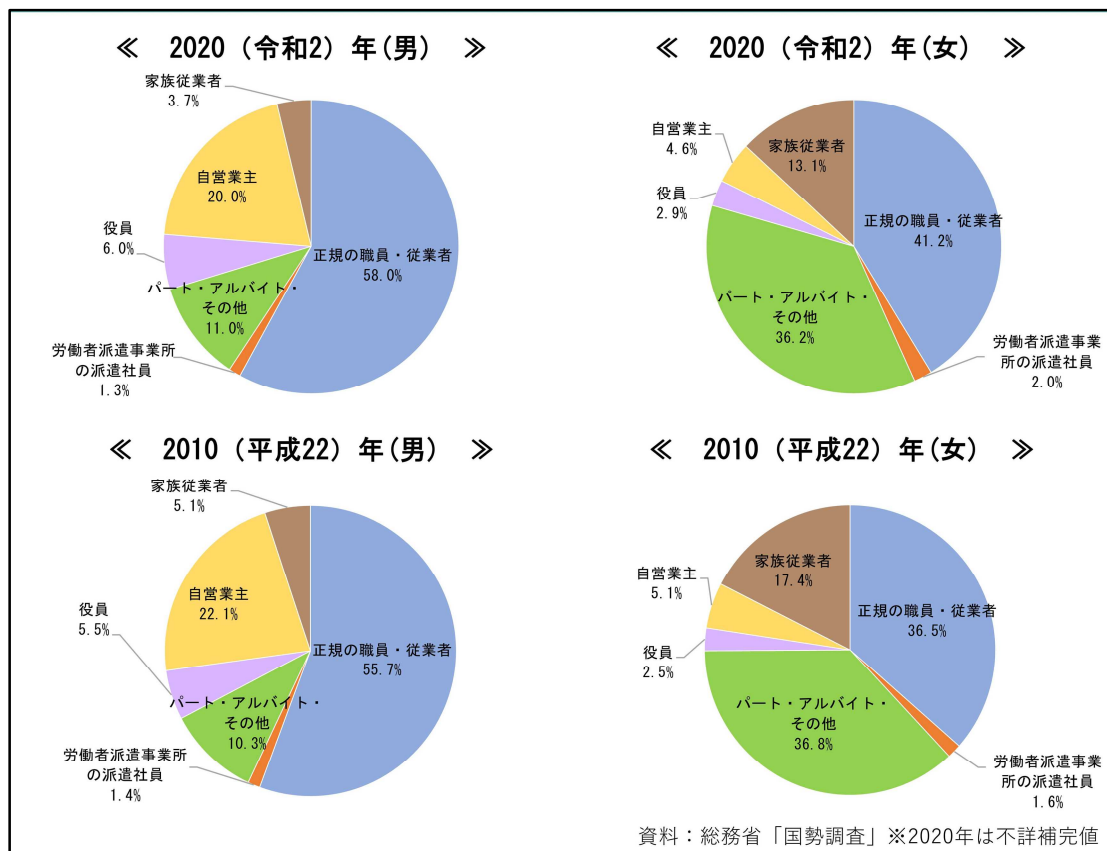
資料：宇城市教育総務課統計

(5) 市における就業状況

①男女別従業上の地位

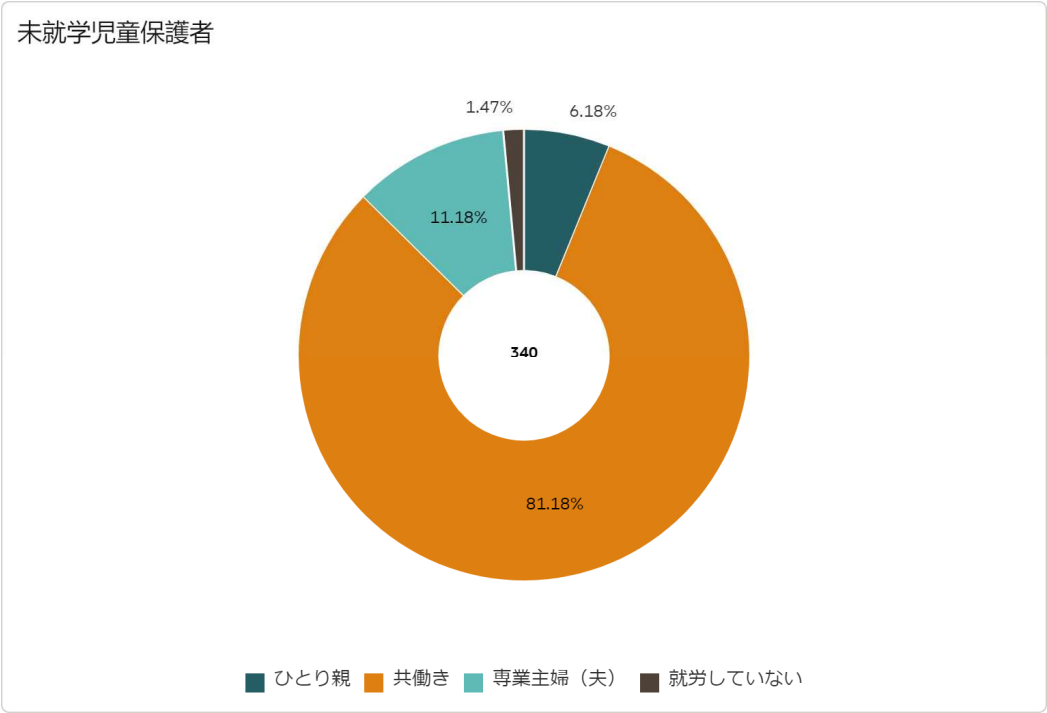
2020（令和2）年の15歳以上就業者を男女別に従業上の地位別割合をみると、男女ともに「正規の職員・従業者」が最も高くなっています。

また、2010（平成22）年と比較すると、男女とも「正規の職員・従業者」の割合が上昇しています。

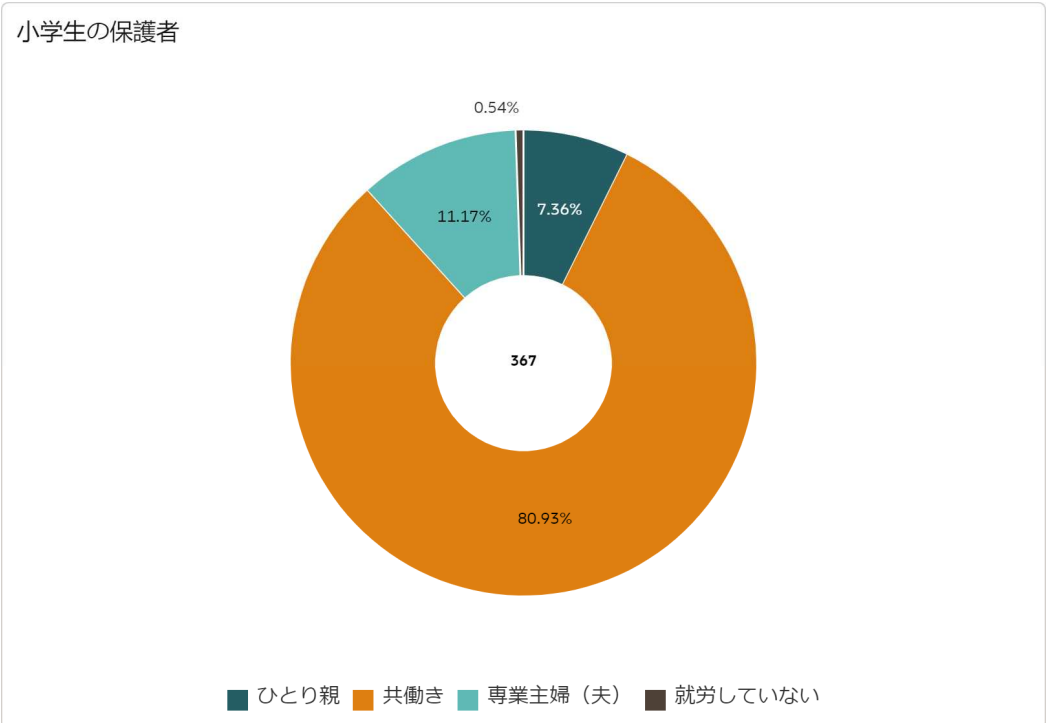


②共働きの世帯

令和6年度に実施した「宇城市こども計画策定に係るアンケート」によると、共働き世帯の割合は、未就学時の保護者、小学生の保護者ともに8割を超えています。



資料：宇城市こども計画策定アンケート調査

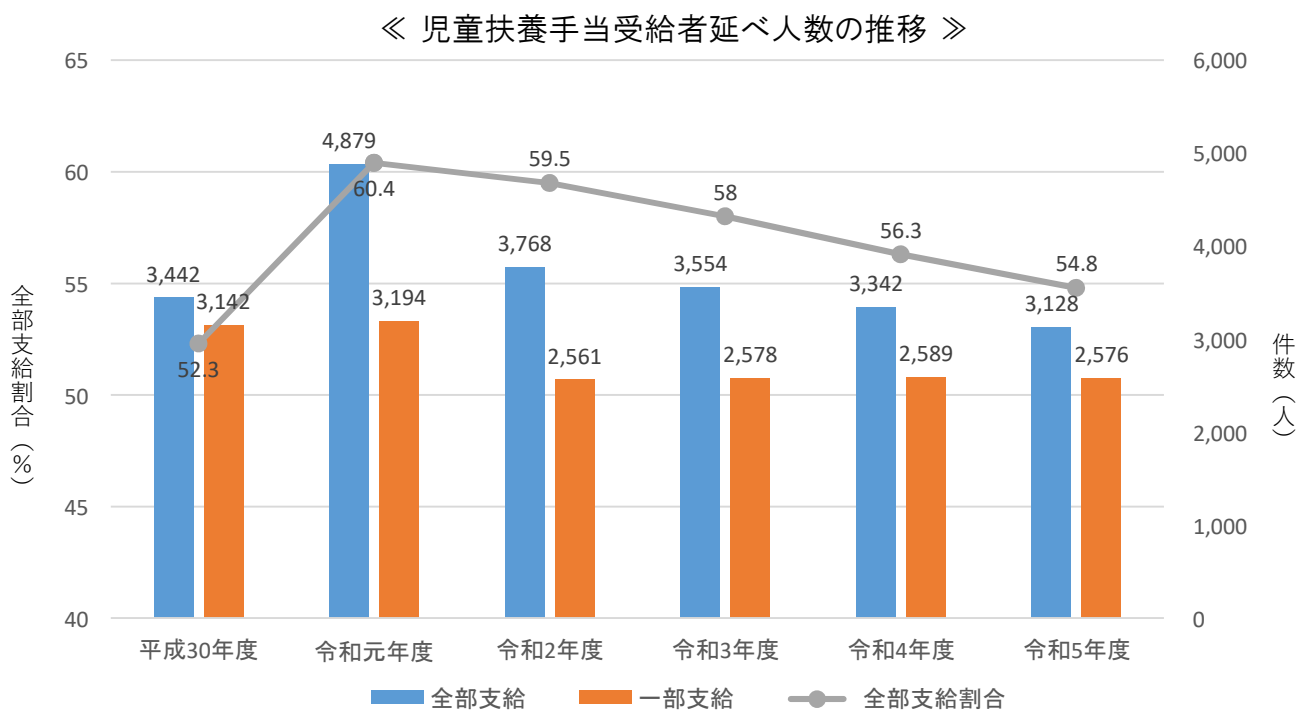


資料：宇城市こども計画策定アンケート調査

(6) 困難を抱える家庭の状況

①児童扶養手当受給者数の推移

市における児童扶養手当受給者数は、令和2年度から全部支給の件数が減少しており全部支給割合は減少傾向となっています。



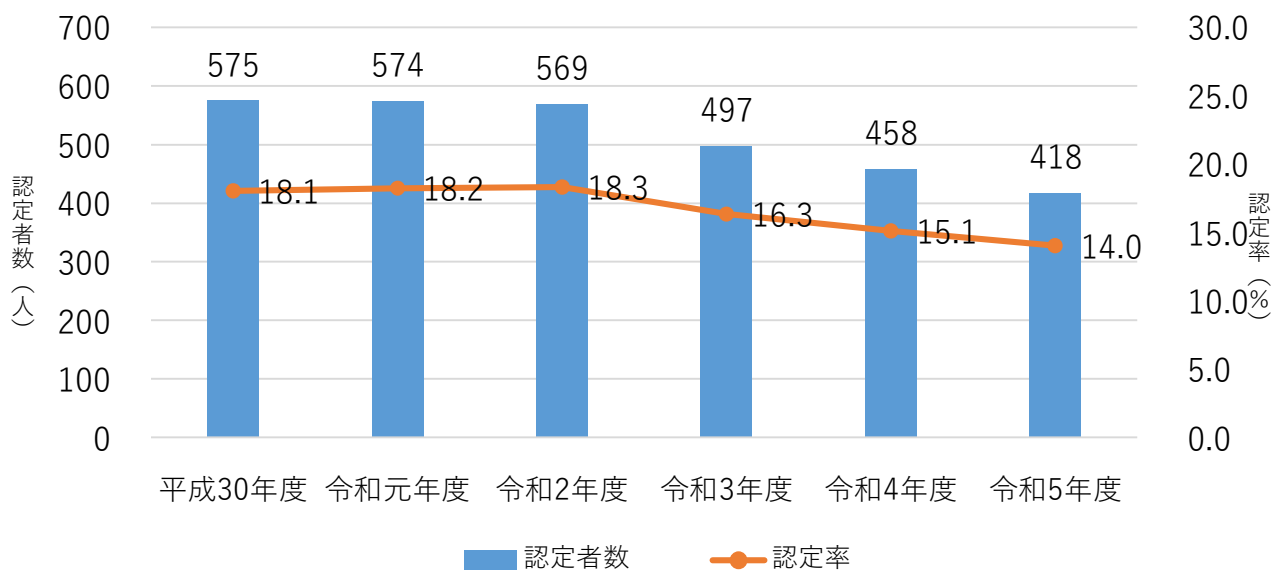
資料：宇城市子ども未来課統計

②市立小中学校の就学援助認定者数の推移

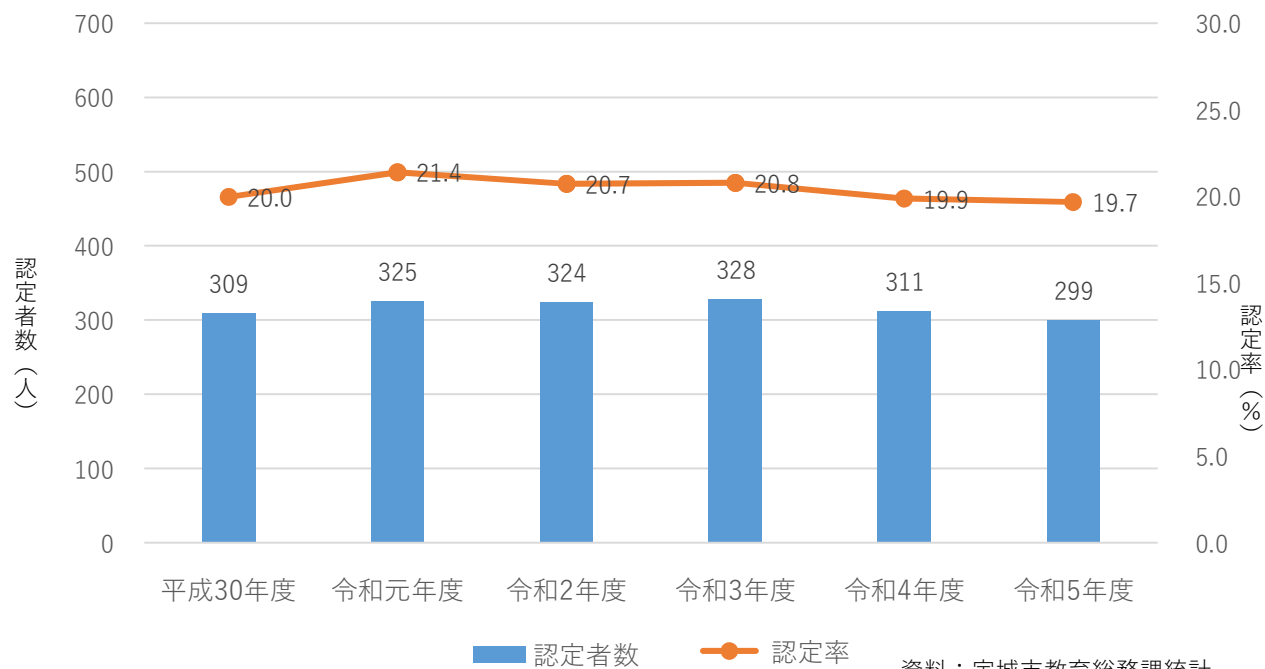
経済的な理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費など学校教育に必要な経費の援助を行っています。

就学援助の認定率は、令和2年度から小学生、中学生ともに微減傾向で推移しています。

《 市立小学生の就学援助認定者数の推移 》



《 市立中学生の就学援助認定者数の推移 》

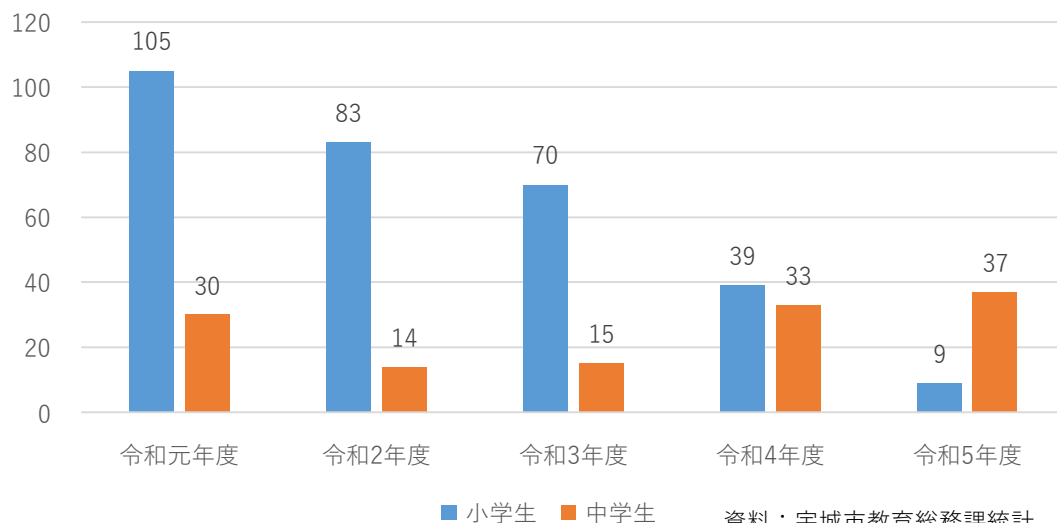


③市立小中学生におけるいじめの認知（発生）件数の推移

市立小学校におけるいじめの認知（発生）件数は令和元年度の105件から大幅に減少していますが、中学生の発生件数については令和4年度は33件、令和5年度は37件と大幅に増加しています。

《 市立小中学校におけるいじめの認知(発生)件数の推移 》

(単位：件)

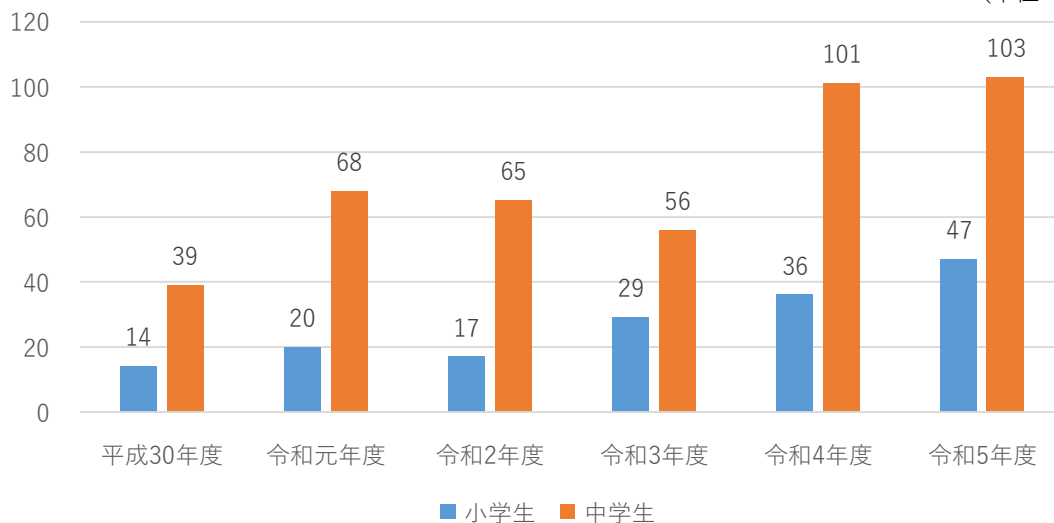


④市立小中学生における不登校児童・生徒の件数の推移

市立小学校における不登校児童の件数は、平成30年度の14件から令和5年度は47件に増加、市立中学校における不登校生徒についても、平成30年度の39件から令和5年度は103件に増加しています。

《 市立小中学校における不登校児童・生徒の件数の推移 》

(単位：件)



3 アンケート調査

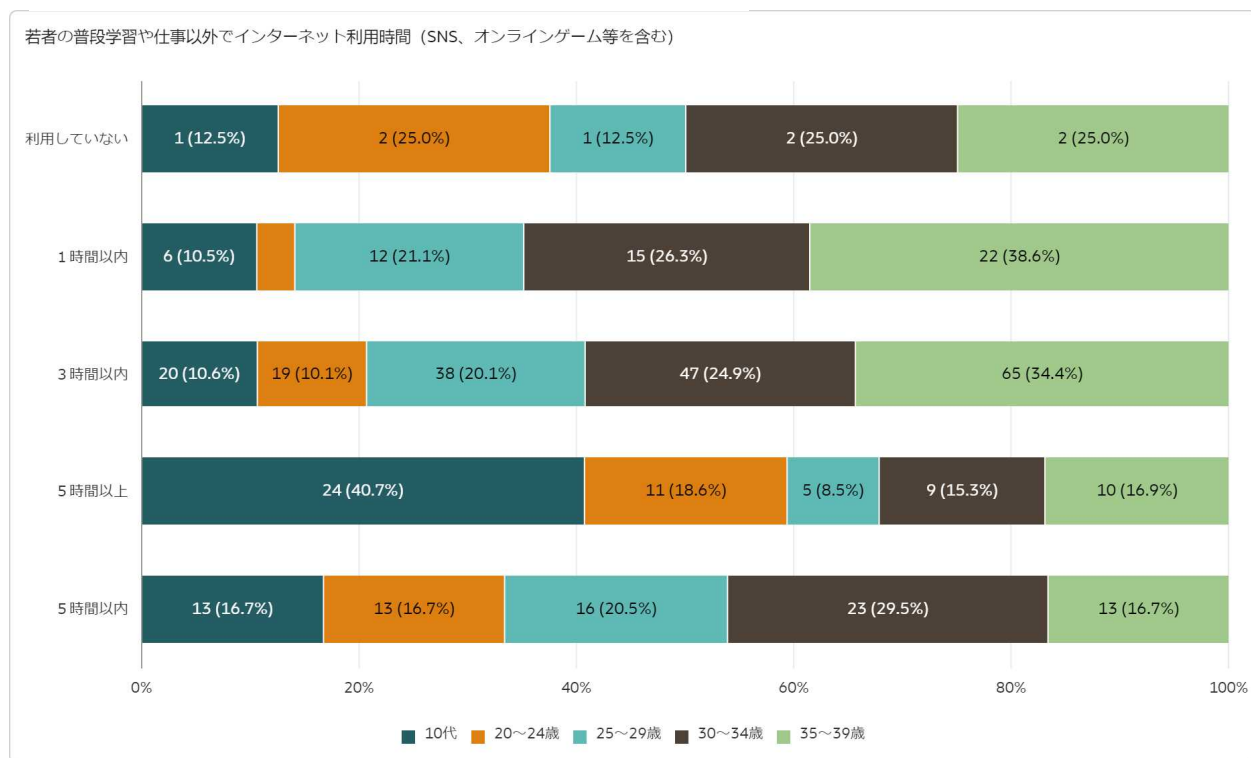
(1) こどもと若者の状況

① インターネット等の利用について

平均利用時間は3時間以内が最も多く、5時間以上利用している年齢のうち10代が約4割と年齢が低い人ほど利用時間は長く、インターネット依存度が高い傾向となりました。

また、インターネット依存が高い人の内、インターネットの利用時間が長いと感じている人は約5割となり、スマートフォンの普及とともに、SNSなどのツールを使ったコミュニケーションスタイルや情報発信が今の生活スタイルの常態であるということを理解しておく必要があります。

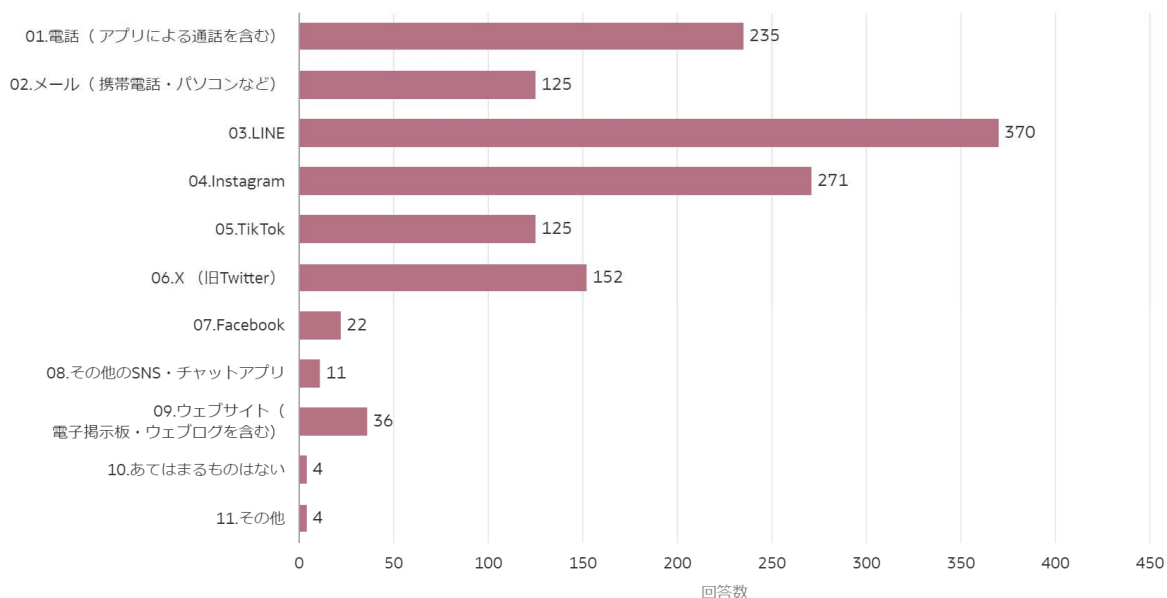
《 若者の普段学習及び仕事以外でのインターネットの利用時間 》 (SNS、オンラインゲーム等含む)



資料：宇城市こども若者アンケート

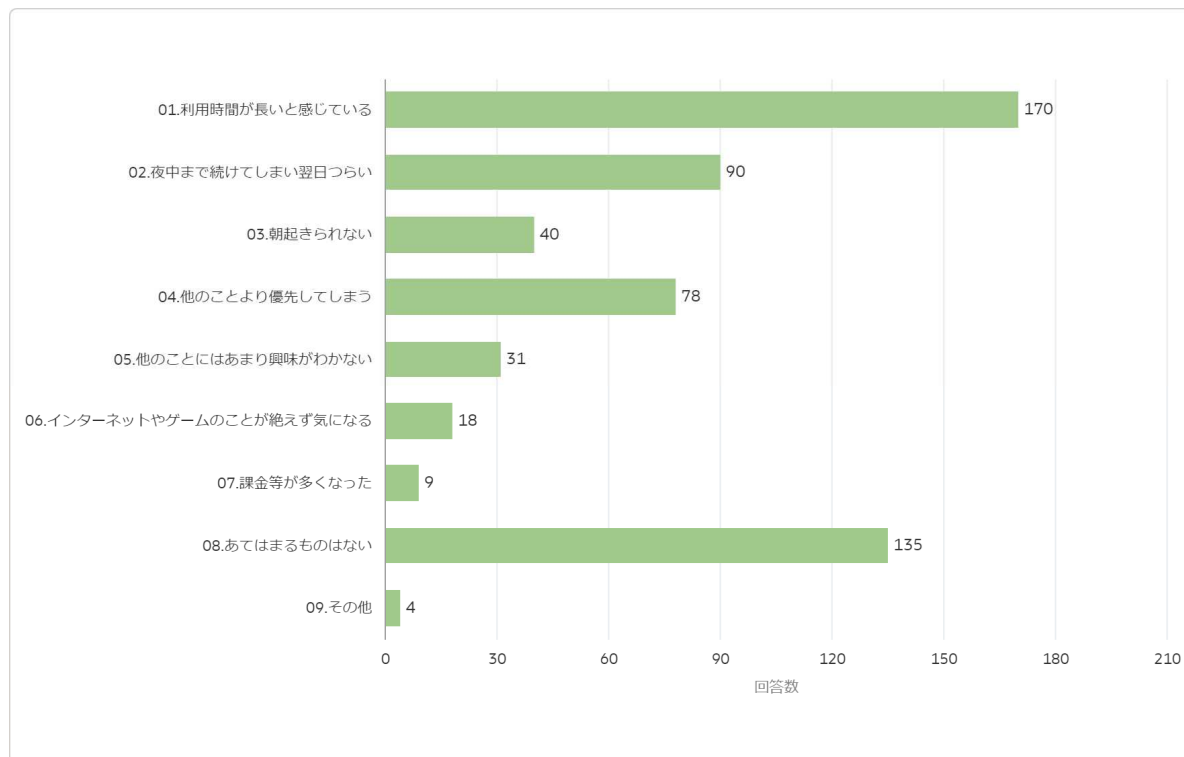
《 若者の普段利用しているソーシャルメディア・通信手段 》

若者の普段利用しているソーシャルメディア・通信手段



資料：宇城市こども若者アンケート

《 インターネット SNS、オンラインゲーム等含む)を利用することで良くないと感じていること 》

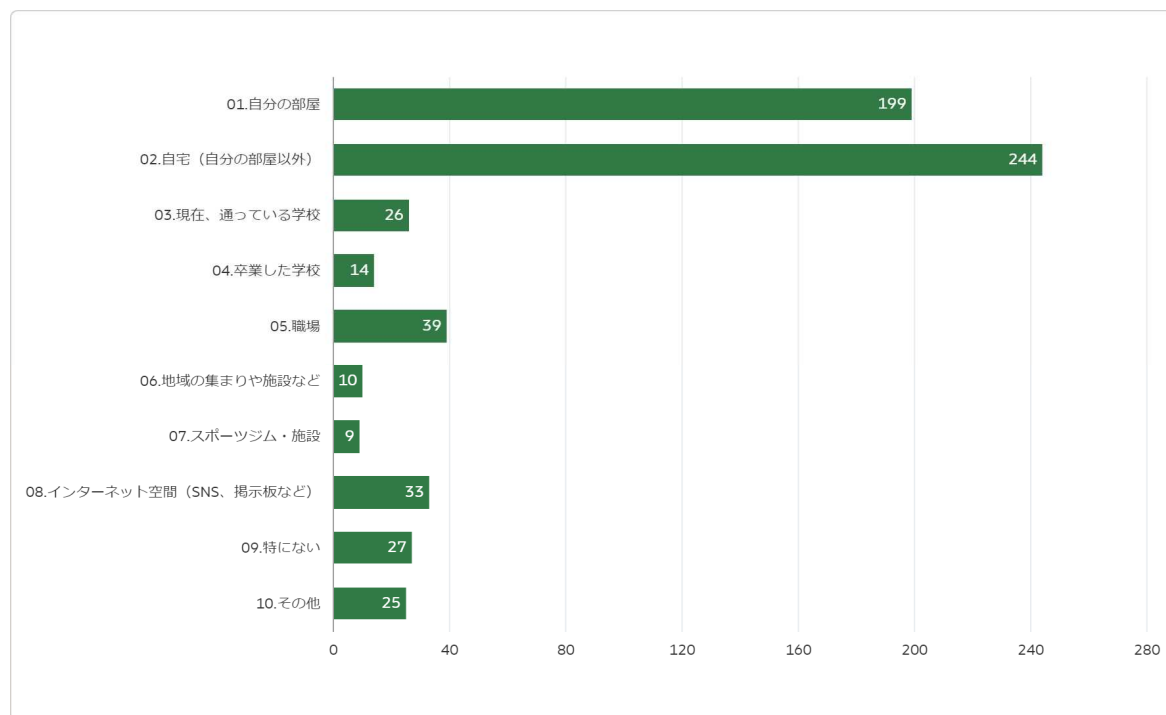


資料：宇城市こども若者アンケート

②居場所（落ち着ける場所・ほっとできる場所・安心できる場所）について

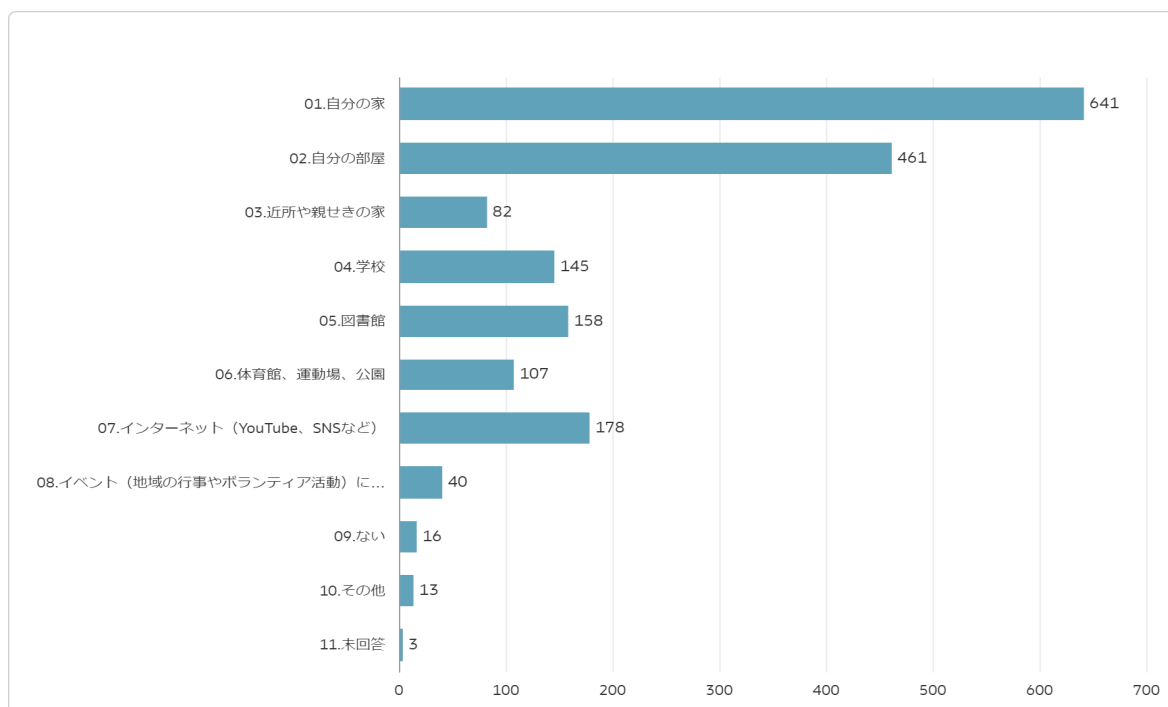
若者、小中学生双方ともに自分の家が最も多く次に自分の部屋となっていますが、小中学生ではインターネット空間が自宅以外で1番多い結果となりました。

《 あなたが落ち着ける(自分らしくいられる)場所 》



資料：宇城市こども若者アンケート

《 あなたにとって「ほっとできる場所、安心できる場所」[小中学校] 》



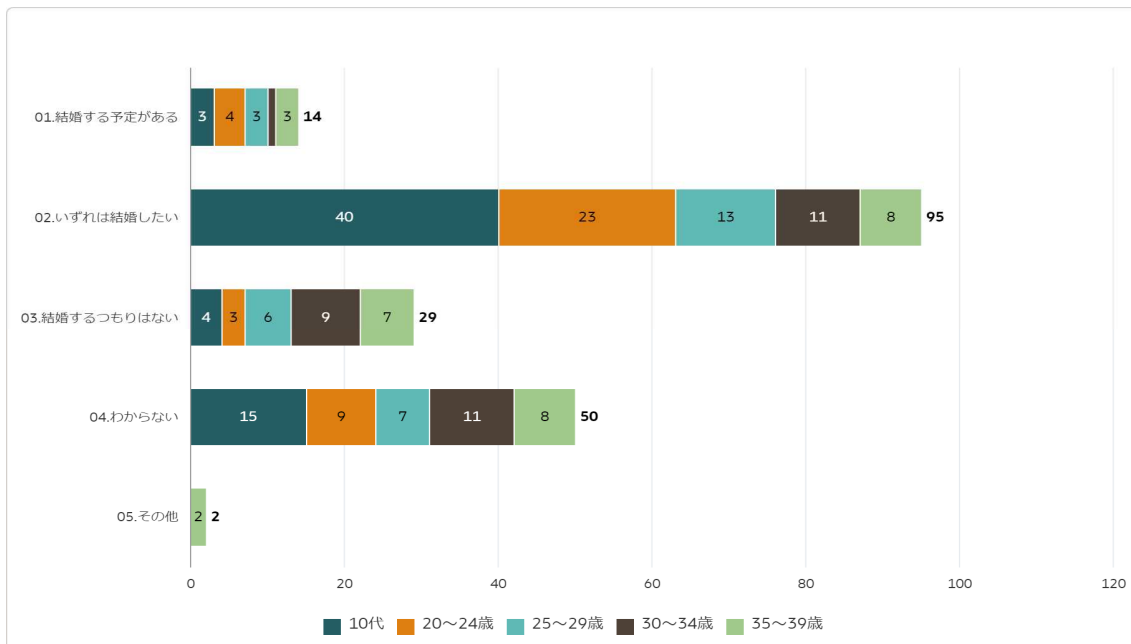
資料：宇城市こども若者アンケート

③結婚について

近年、「若者の恋愛離れ」などもささやかれていますが、独身者の50%が「いずれ結婚したい」と回答。既婚者を含めると結婚に前向きな若者は全体の75.7%にのびります。

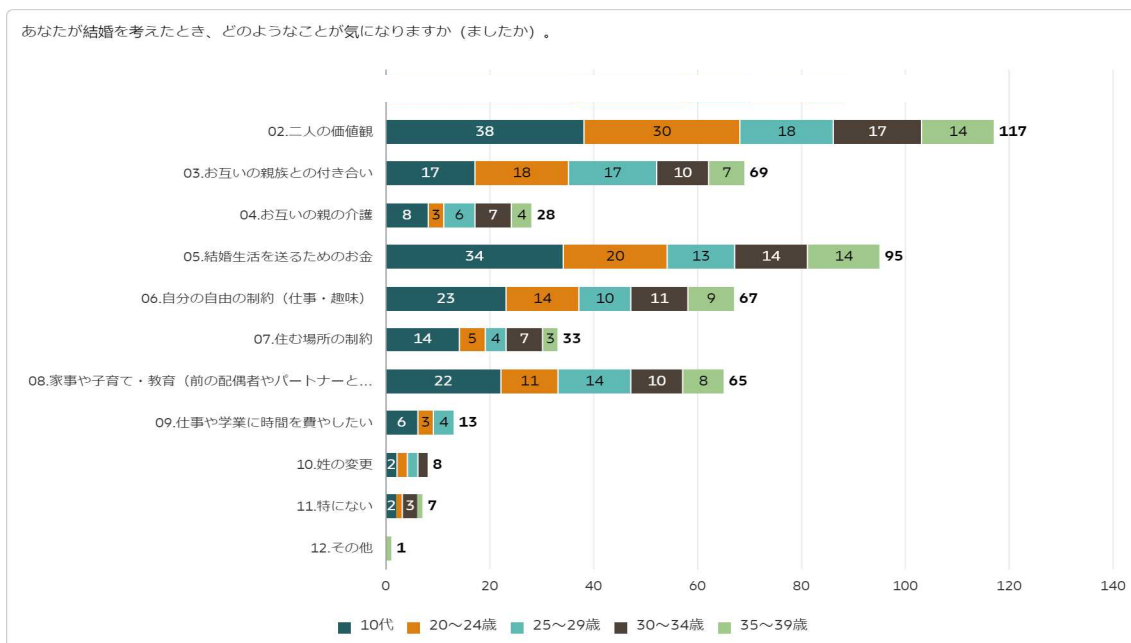
結婚のハードル（気になる事）では、「二人の価値観」が19.8%で最多となり、次に「結婚生活をおくるためのお金」が16.1%となり結婚後の生活が気になる結果となりました。

《 結婚について、最も近い考え 》



資料：宇城市こども若者アンケート

《 あなたが結婚を考えたとき、どのようなことが気になりますか(ましたか) 》

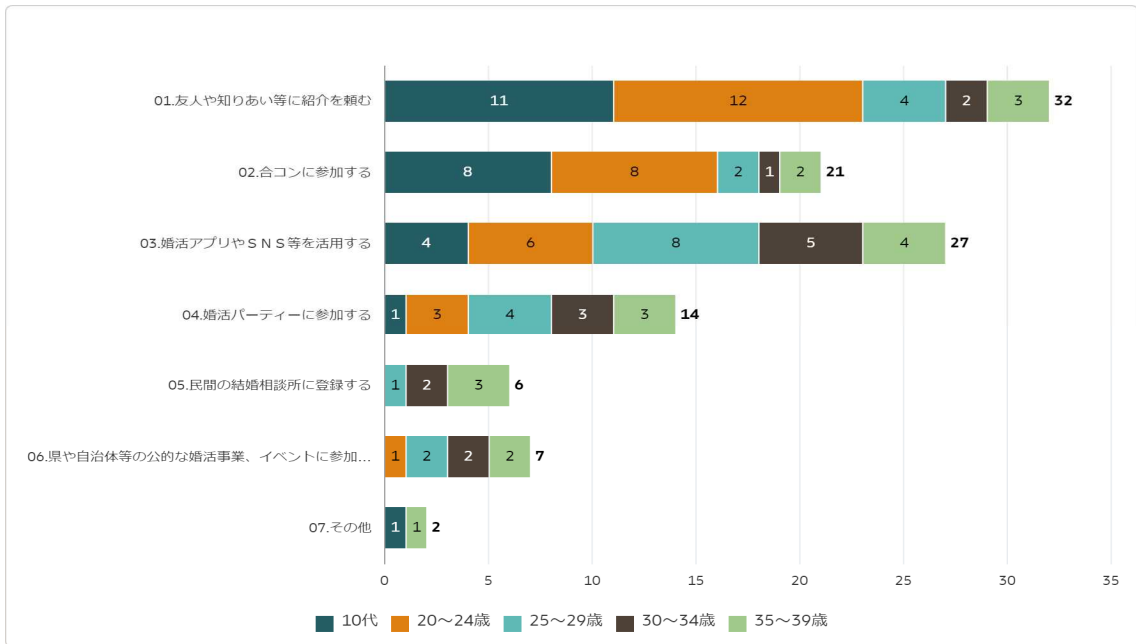


資料：宇城市こども若者アンケート

④婚活について

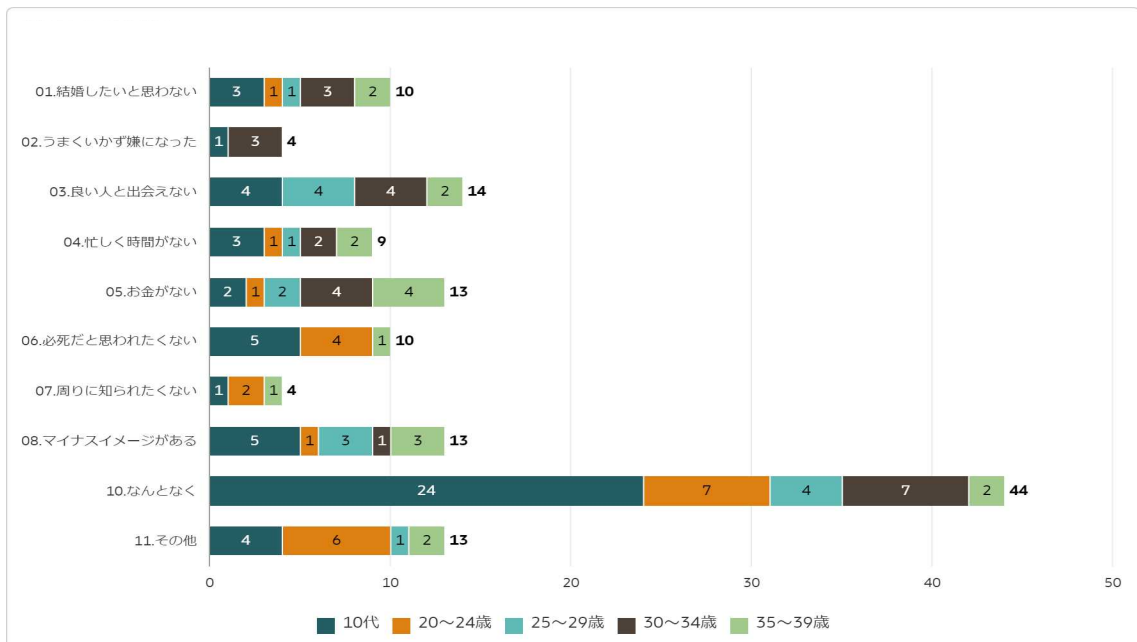
婚活をしたいと考えている独身者の29.3%が「友人や知り合いの紹介」次に24.8%で「婚活アプリ」19.3%で「合コンに参加」と回答。
また、婚活をしたくない理由は「なんとなく」が最も多く、年代では10代が半数以上と最も多い結果となりました。

《 今後、どのような婚活をしたいですか 》



資料：宇城市こども若者アンケート

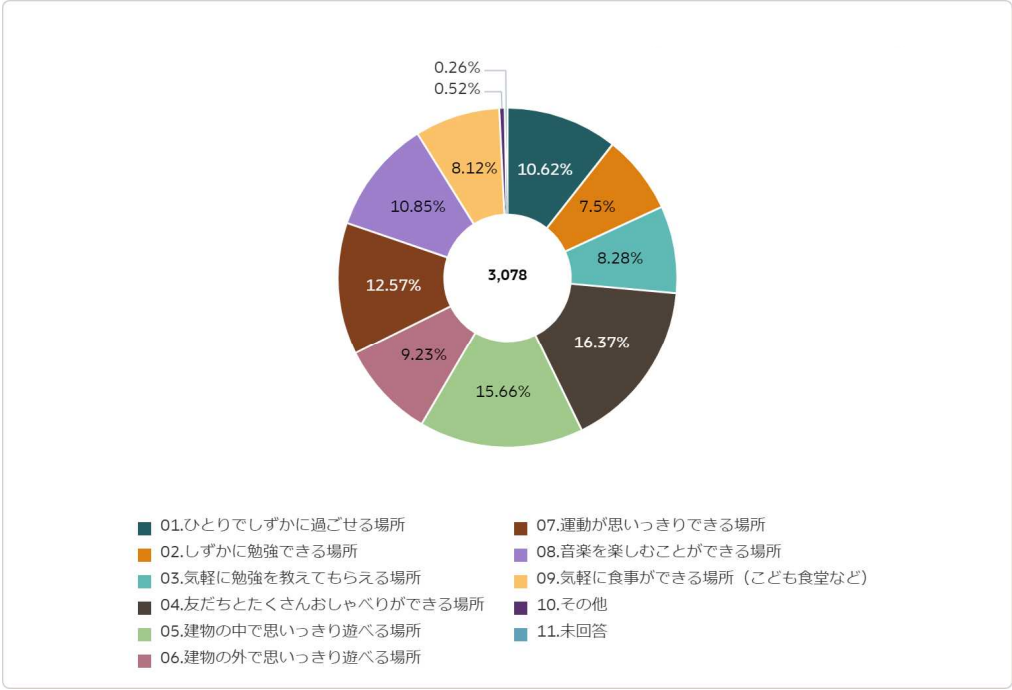
《 結婚したくない理由 》



資料：宇城市こども若者アンケート

⑤あったらいいなと思う場所

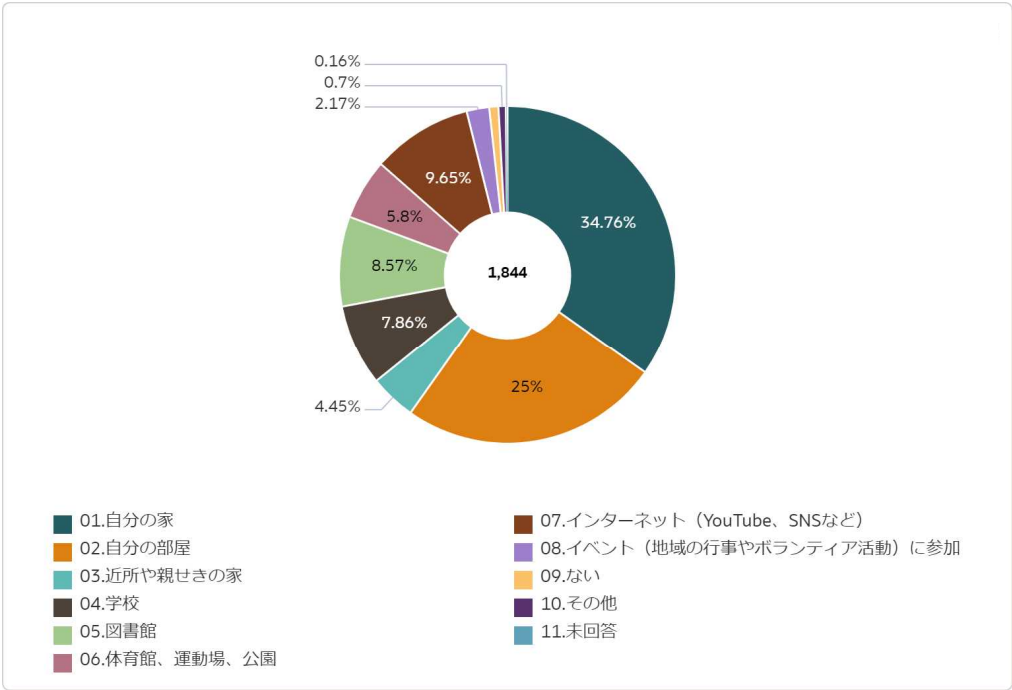
小中学生は「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」が16.37%と最も多くなっており、また、「思いっきり遊べる場所（建物内外を含める）」37.46%と、体を動かす施設を望んでいることがわかりました。



資料：宇城市こども若者アンケート

⑥あなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）

小中学生では、自分の家が34.76%と最も多くなっており、自分の部屋をあわせると59.76%となっています。

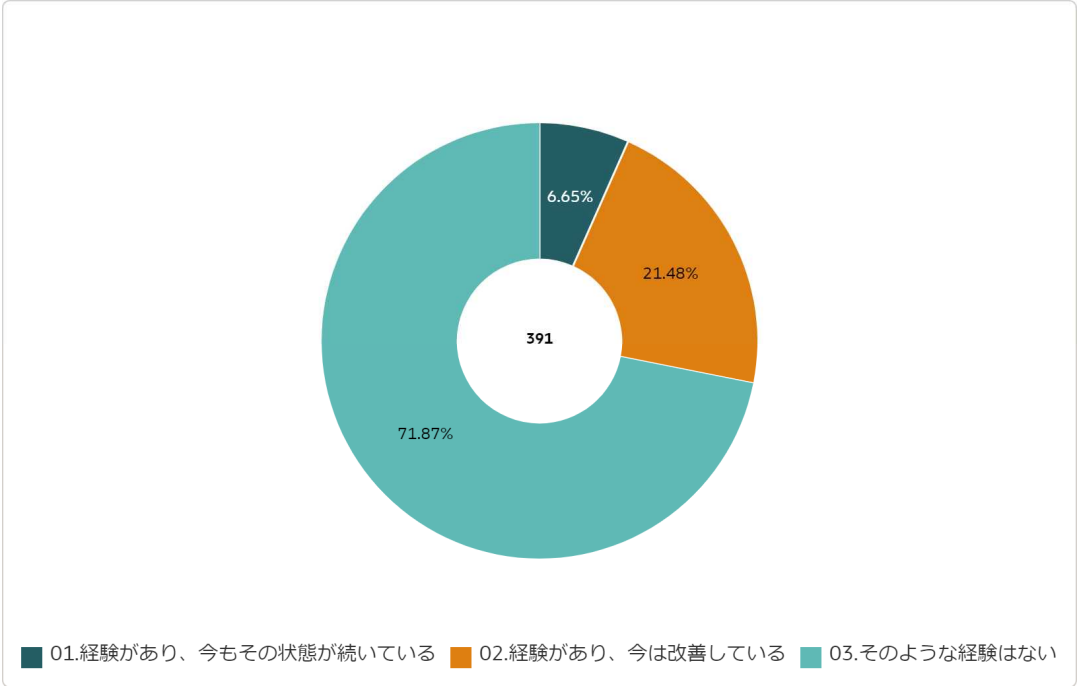


資料：宇城市こども若者アンケート

⑦こども・若者の生きづらさ

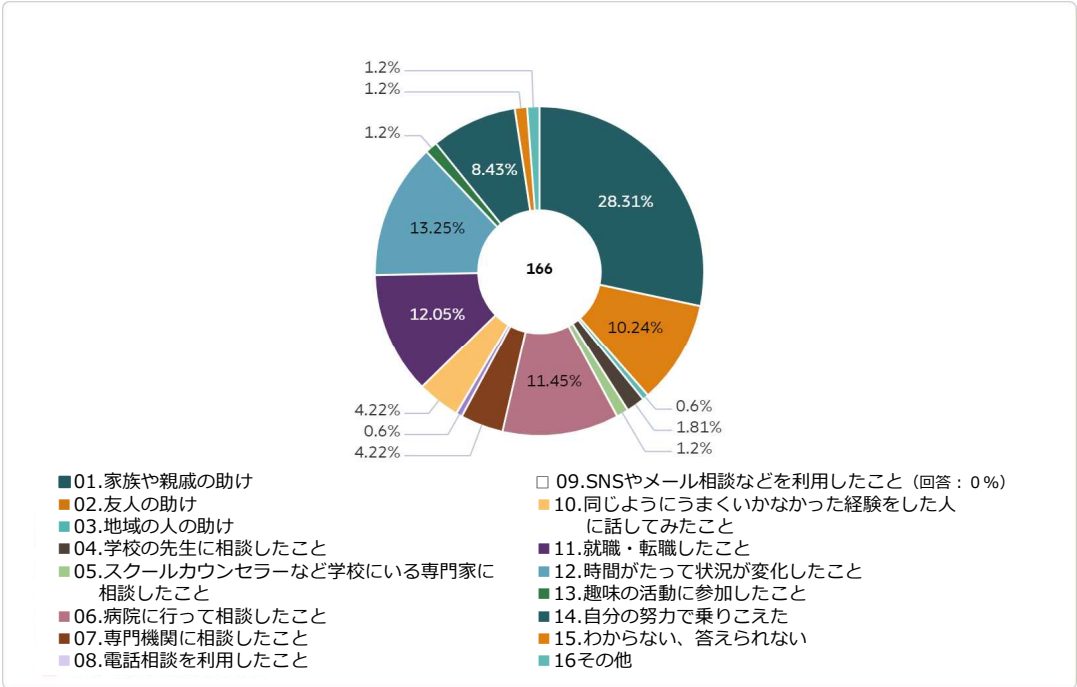
市内の16歳から39歳までを対象に「今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になった経験」や「改善したきっかけや改善に役にたったこと」をアンケート調査したところ「経験したことがある」と回答した人が28.13%と4人に1人が経験しており、改善したきっかけは『家族や親戚の助け』が最も多く『時間がたち状況の変化』『就職や転職したこと』と続きました。

《今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になった経験がありますか》



資料：宇城市こども若者アンケート

《改善したきっかけ、改善に役に立ったことを教えてください》

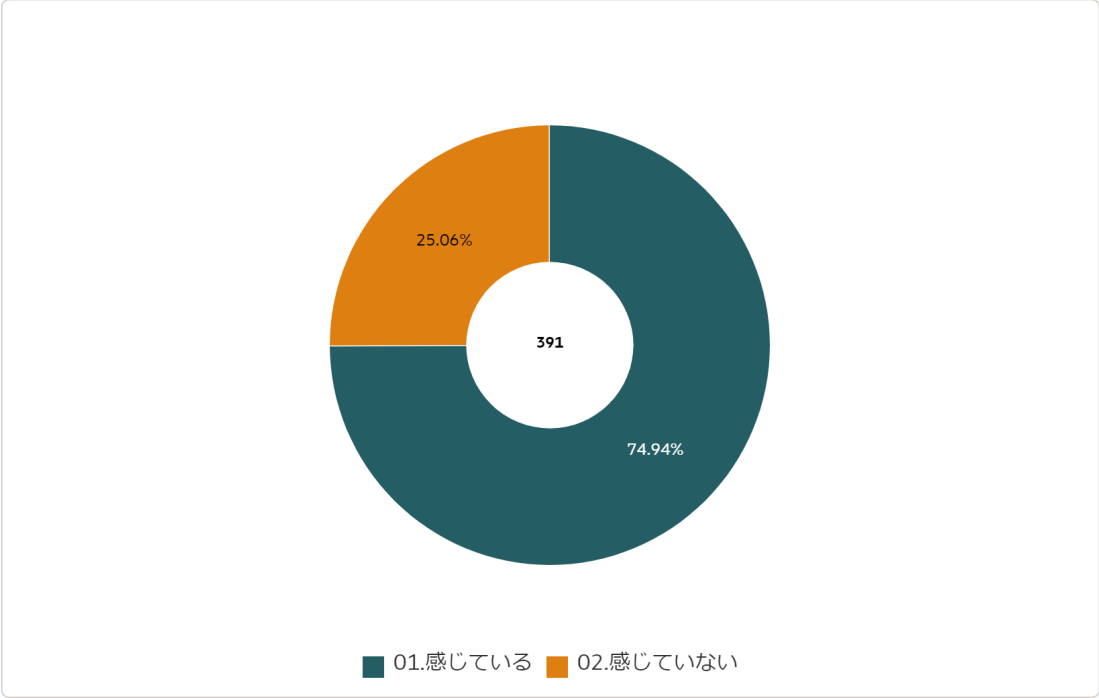


資料：宇城市こども若者アンケート

⑧将来の不安

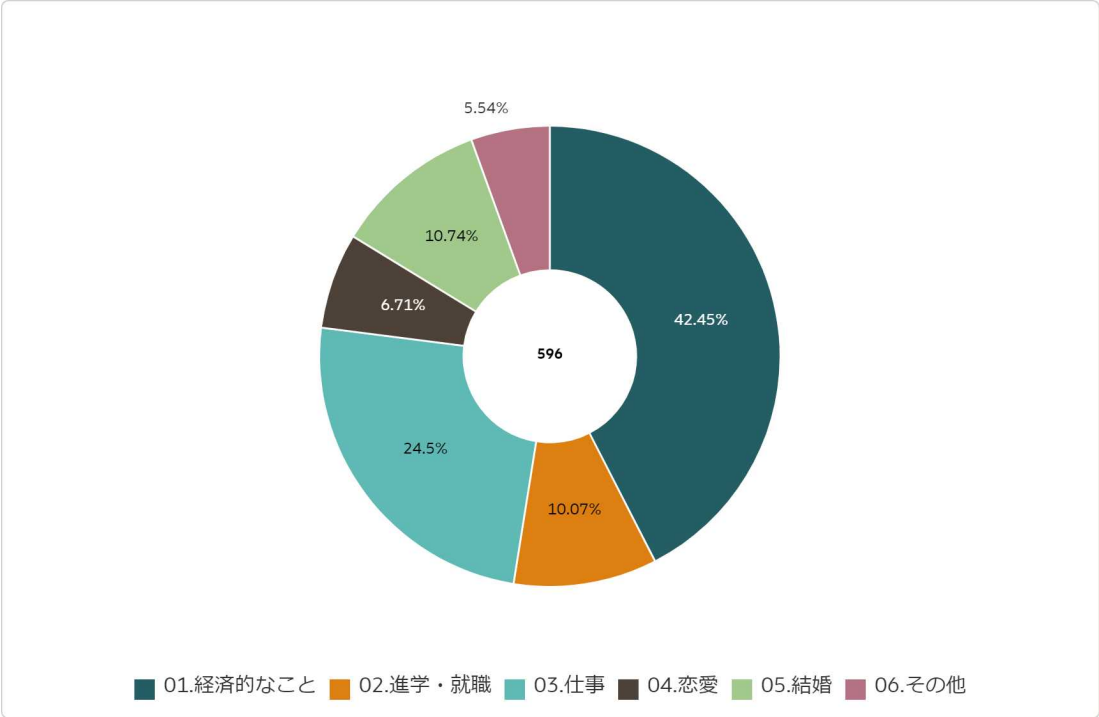
将来に不安を感じていると回答した人は約75%と4人に3人が不安を感じており、「経済的なこと」が最も多く、次に「仕事」「結婚」の順となりました。

《将来に不安を感じていますか》



資料：宇城市こども若者アンケート

《将来への不安は何ですか》

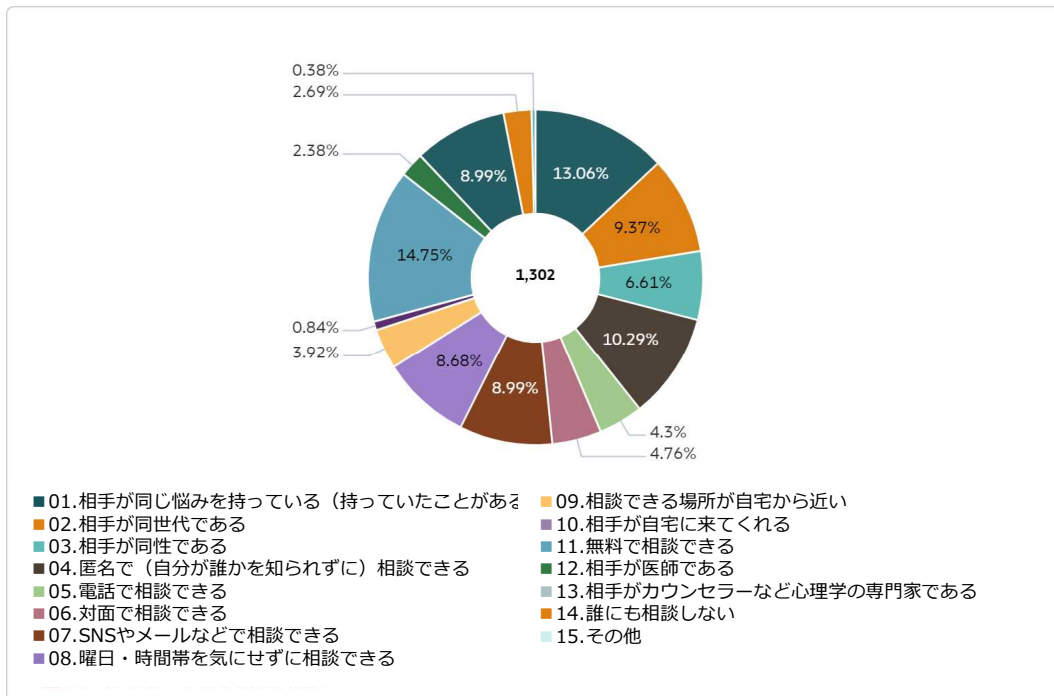


資料：宇城市こども若者アンケート

⑨社会（日常）生活に困ったときの相談条件

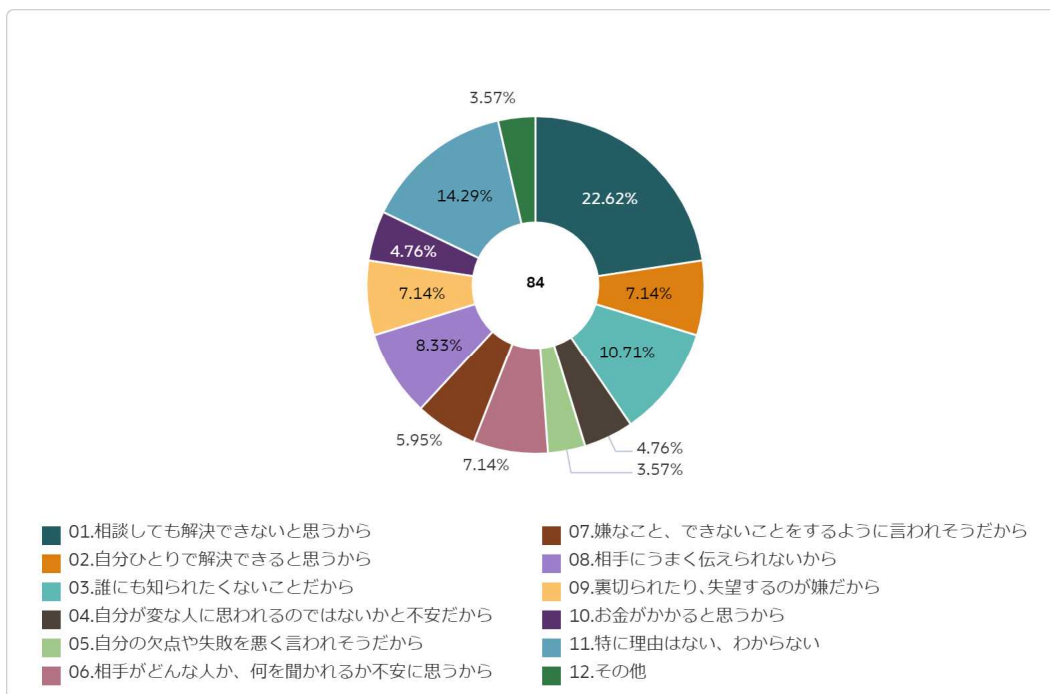
家族や知り合い以外に相談する時に、どのような人や場所・条件なら相談するのか、調査したところ「無料で相談できる」が最も多く「相手が同じ悩みを持っている人」と続きました。

《社会生活や日常生活に困ったとき、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や条件でしたら相談しますか》



資料：宇城市こども若者アンケート

《相談しないと思う理由は何ですか》



資料：宇城市こども若者アンケート

第 3 章

計画の展開

1 計画の基本理念

こどもの笑顔をつくるまち

第3次宇城市総合計画では、これまで進めてきた、市民一人ひとりが「ちょうどいい！」と思える将来都市像をさらに向上させ、「ちょうどいい」のその先、「ここが、いい！」と選び、本市の「ここ、がいい」と言いたくなるような。潤いある暮らしや輝く人、風景があり、本市で暮らすひと、働くひと、訪れるひと、市に関わる多様なひとたちと、ともに過ごすまちを目指します。

将来都市像の実現に向け、4つのまちづくりの基本目標を掲げ取り組みます。

- ①こどもの笑顔をつくるまち
- ②住みよく安心できるまち
- ③活力ある魅力的なまち
- ④多様な人々の流れをつくるまち

こども・若者支援においても、次世代を担うこども・若者が将来にわたって自分らしく笑顔でありつづけるために…

- のびのびと楽しく成長できる環境をつくるとともに、これからの社会を生き抜く力を身に付け、チャレンジできる教育環境づくりを進めます。
- 安心してこどもを産み育てることができるよう家庭・地域における子育て支援の環境づくりを進めます。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提として、家庭や子育てに対し希望を持つことができるまちづくりを進めます。

2 基本理念を実現するための目標

本計画では、基本理念を実現するために、第2章で明らかになったこどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況を踏まえ、以下の5つの目標を掲げ、目標ごとに各事業を位置づけ、総合的にこども政策を推進していきます。

目標Ⅰ こどもの権利を保障し、こどものすこやかな成長を支援する

目標Ⅱ こどもが安心して育つための家庭への支援を推進する

目標Ⅲ こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する

目標Ⅴ こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する

3 計画を推進するための視点

計画を推進するにあたって基本となる考え方を以下の5つの視点として示しています。市は、この5つの視点に基づき計画を推進していきます。

- (1) こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、こどもの最善の利益を考慮する
- (2) こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する
- (3) こども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する
- (4) 家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体でこども・若者の成長を支える
- (5) こども期から若者期にかかる多様な取組みを総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する

4 計画の体制

基本理念	目標	取組の方向性
こどもの笑顔をつくるまち	I こどもの権利を保障し、こどものすこやかな成長を支援する	(1)こどもの権利に関する理解促進 (2)こどもの意見の表明・参加の促進 (3)こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援 (4)こどもの権利侵害の防止、相談・救済
	II こどもが安心して育つための家庭への支援を推進する	(1)妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援 (2)生活に困難を抱える子育て家庭への支援 (3)こどもの発達・成長に応じた支援
	III こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	(1)乳幼児期から学童期の教育・保育施設の整備 (2)良好な教育・保育サービスの確保
	IV あらゆる若者の社会参画を支援する	(1)すべての若者のすこやかな育成支援 (2)若者の課題解決に向けた支援
	V こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する	(1)地域における子育て支援活動の推進 (2)子育て世帯が住み続けたい環境の整備

主な取組

①こどもの権利の普及啓発

②こどもの権利に関する学習機会の充実

①こどもの意見表明・参加の仕組みづくり

②こどもの意見表明・参加の機会の確保

①安心して過ごせる居場所づくり

②学習機会の充実

③遊び・体験の機会の充実

①虐待の未然防止、養育支援体制の整備

②いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援、相談、救済

③有害環境等からの保護

①妊娠期、出産期、子育て期のトータル支援の実施

②子育て支援サービスの充実

③子育てに関する相談体制の充実

①生活困窮家庭への支援

②ひとり親家庭への支援

①発達に課題や障がいがある子どもへの支援

②特別な支援を要する子どもへの教育の充実

①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援

②放課後児童クラブの整備

①就学前の教育・保育の質の向上

②多様な保育サービスの充実

①若者の活動・社会参画の機会の充実

②若者の居場所の充実

①困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

②結婚を希望する若者への支援

①地域における子育て支援ネットワークの強化

①子育てしやすいまちづくり

②こどもの安心・安全の確保

目標Ⅰ こどもの権利を保障し、こどものすこやかな成長を支援する

背 景

「子どもの権利」については、国際連合が採択し批准した「子どもの権利条約」において、全てのこどもが幸せに生きることができるよう、

- ①命を守られ成長できること
- ②こどもにとって最もよいこと
- ③意見を表明し参加できること
- ④差別のないこと

と、いう4つの一般原則が掲げられました。

さらに、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

しかしながら、現在、本市においては、児童虐待に関する相談及び対応件数は増加を続けており、こどもの権利が脅かされる深刻な状況が続いています。さらに、経済的な貧困や学校や家庭での孤立など、こどもを取り巻く様々な課題が発生しています。

こうしたことを踏まえ、市は、こどもの育ちを地域全体で支え、こどもにやさしいまちづくりを推進するためには、こどもの権利について理解を深め、広げる取り組みや、児童虐待をはじめこどもの権利侵害を防止するための取組み、権利侵害からの救済の取組みなど、こどもの権利の保障に向けた取組みを進めていく必要があります。

(1)こどもの権利に関する理解促進

現状と課題

こどもの権利保障の取組みを推進するためには、こどもも大人も、こどもの権利についての理解を深める必要があります。

方向性

- こどもの権利についての理解を深めることができるよう、こどもの年齢や立場に応じた効果的な広報や、様々な機会や媒体を利用した普及啓発に取り組みます。
- 家庭や学校、地域などあらゆる場面においてこどもの権利が保障されるよう、こどもやこどもに関わる大人に向けたこどもの権利に関する学習会の充実に取り組みます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
こどもの権利に関する啓発活動の実施数	2事業	20事業 (5年間延べ)

※生涯学習課、こどもセンターをはじめ関係課と連携し実施する。

主な取組 ①こどもの権利の普及啓発

こどもに分かりやすいリーフレットや動画を作成するなど、こどもの成長・発達段階や立場に応じた効果的な広報・啓発を進めます。

事業

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止月間に合わせた普及啓発	児童虐待防止月間（11月）に合わせて集中的にこどもの権利に関する広報・啓発を行い、こどもの権利について考える機運の醸成を図ります。	こどもセンター
こどもの相談室の普及啓発	こどもへの周知を行い、相談しやすい体制を整えます。 ・『子どもあんしんコール』 ・『こどもセンターでの相談』	生涯学習課 こどもセンター
「こどもの権利」に関わる図書の充実	読書を通じてこどもの権利を学ぶ機会として、こどもの権利に関わるブックリストの作成や、図書館と連携した企画展示等を行います。	生涯学習課 こどもセンター

主な取組 ②こどもの権利に関する学習機会の充実

こどもの権利に関する研修・講座や出前授業を実施するなど、こどもの権利に関する学びの支援を行い、理解促進を図ります。

事業

事業名	事業内容	担当課
ふれ愛学習会	小中高校生を対象とし、人権問題について学び、豊かな人権感覚を身につけます。	生涯学習課
こどもの人権出前講座	こどもの居場所（学童保育所など）において、こどもの権利について、こども向けの出前授業を実施します。	生涯学習課
人権フェスタ	市内5会場にて講演会をはじめ、人権標語やポスター等を展示し、市民全体へ人権啓発を行います。	生涯学習課

(2) こどもの意見の表明・参加の促進

現状と課題

こどもの意見表明は、家庭や学校、地域、市政など日常のあらゆる場面で保障されなければなりません。

しかしながら、市において、こどもが意見を表明する機会は十分とは言えず、またアンケート調査においても、「意見を言っても変わらない」という思いを抱えているこどももあり、こどもの意見表明が実質的に保障されているとは言えない現状があります。

方向性

- 全てのこどもが様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりを行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
こども意見箱より検討が行われた取組み件数 (令和7年度準備、令和8年度から開始)	—	10件 (5年間延べ)

主な取組 ①こどもの意見表明・参加の仕組みづくり

こどもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に参加するための仕組みづくりを行います。

事業

事業名	事業内容	担当課
児童・生徒への選挙啓発	市立小中学校へのリーフレットの配布や、学校での模擬選挙の実施などにより、児童・生徒に対して選挙に関する理解促進を図り、主権者教育を推進します。	選挙管理委員会
こども向けの情報発信	こどもに関する情報について、こども向けの掲示物を作成したり、市のホームページで分かりやすく発信したりするなど、市政運営においてこども向けの情報提供・情報発信を行い、こどもの参加を促進します。	こどもセンター

主な取組 ②こどもの意見表明・参加の機会の確保

こどもが市政やまちづくりに対して意見表明・参加するための機会を確保するとともに、こどもの意見を施策の推進や施設の運営に反映させるよう取り組みます。

事業

事業名	事業内容	担当課
こども意見箱の設置	市政やまちづくりに対する、こどもからの質問や意見に答える仕組みをつくります。	こどもセンター

(3) こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援

現状と課題

こどものすこやかな成長にとって、休んだり、遊んだり、一人でまたは集まって活動したり、多様な考え方や文化・芸術に触れることができるような居場所の存在は非常に重要です。

「すべてのこどもに居場所があるかどうか」という視点から、こどもが安心できる居場所や、学びや遊び、体験ができる環境の整備を進めていく必要があります。

方向性

- こどもの豊かな成長や自立性、社会性を育んでいくために、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
- こどもが屋内外で遊んだり、自然と触れ合ったり、文化・芸術に親しんだりする機会や場所を充実します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
市内のこどもの居場所の数 (現状：公園62、放課後児童クラブ16、宇城っ子 ネット1、図書館5、こども食堂7)	91箇所	100箇所

主な取組 ①安心して過ごせる居場所づくり

放課後等のこどもの居場所や、魅力ある公園の整備を進めるなど、こどもの成長段階やニーズに応じて安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

事業

事業名	事業内容	担当課
こどもセンターの機能拡充	こどもが気軽に利用できる、好きなことができる居場所をつくります。	こどもセンター
施設運営におけるこどもの参加の推進	こどもが日常的に利用する学童クラブなどのこども施設において、運営に関してこどもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。	子ども未来課 こどもセンター
こども食堂への支援	こども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また市民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域におけるこども食堂の運営を総合的に支援します。	子ども未来課
公園再整備	時代やニーズの変化に対応し、あらゆる世代のだれもが利用しやすい魅力的な公園を整備します。整備にあたっては、こどもの意見を取り入れます。	都市整備課

主な取組 ②学習機会の充実

学習支援の実施や学習スペースの提供など、こどもの学びを支援する取組みを充実します。

事業

事業名	事業内容	担当課
のびのび学習会	中学3年生の希望者を対象に、高校入試に向けた学習支援を行います。	教育総務課
学習スペースの提供	こどもの自主的・自発的な学習を支援するため、こどもセンター内に学習スペースを整えます。	こどもセンター
こどもの学習・生活支援	経済的な理由により、学習塾等に通えない児童・生徒に学習支援を行います。	宇城市生活自立支援センター
こどもの読書環境の充実	市立図書館、学校図書館の充実を図るとともに、相互に連携し、こどもの読書活動を推進します。	生涯学習課 教育総務課
ＩＣＴ教育の推進	ＩＣＴを活用した教育を推進します。	教育総務課

主な取組 ③遊び・体験の機会の充実

こどもが自由に外遊びをしたり、文化・芸術に親しんだりするなど、多様な活動や体験ができる機会や場所を提供します。

事業

事業名	事業内容	担当課
ブックスタート	市内在住の赤ちゃんを対象に、絵本をプレゼントし、新しい「体験」を赤ちゃんに提供します。	生涯学習課
地域学校協働活動推進事業	地域と学校がパートナーとなり、郷土学習や稲刈りなど体験活動を行います。	生涯学習課
宇城っ子のつどい	こどもたちが社会性や協調性、主体性を高めるため、こども自ら企画し実践する多様なボランティア活動を促します。	生涯学習課
小中学生文化芸術振興	文化と芸術の力を活かし、次世代育成を強化するため、小中学生に向けた文化事業の提供や音楽・美術教室の提供などを行います。	生涯学習課
子どもの楽校	豊かな人間性のある地域リーダー育成を目的に、地域の人と社会体験や自然体験などの活動を行います。	生涯学習課
国際交流	異文化との交流や体験を通して、豊かな国際感覚を身につけるため、中学生を対象とした海外視察研修を行います。	教育総務課
学童スポーツクラブの支援	こどものスポーツ振興のため、クラブのスムーズな運営をサポートします。	文化スポーツ課
中学校部活動の地域展開	中学校部活動のスムーズな地域展開に向けて検討していきます。	文化スポーツ

(4)こどもの権利侵害の防止、相談・救済

現状と課題

児童虐待やいじめ、不登校などにより、こどもの権利が侵害されることがあってはなりません。しかし、そうした権利侵害時に、相談できる人が身近にいないこどもがいます。

また、外国にルーツを持つこどもや性的指向や性自認について悩んでいるこども、周囲の人たちの理解の不足など、こどもが抱える課題や悩みは多様化・複雑化しています。

こどもの権利が侵害されたり、その恐れがある場合や、こどもが困難に直面した場合に、これを適切に解決する相談・救済の仕組みは必要不可欠です。

こどもの権利侵害の防止や、こどもや保護者が安心して相談・救済を求めることができる体制の整備を進めていく必要があります。

方向性

- 児童虐待やいじめの未然防止に向けた取組みを進めるとともに、こどもの権利侵害が発生した場合に迅速かつ適切な対応を行い、権利侵害からの救済を図ります。
- こどもに寄り添い、こどもやこどもに関わる大人が安心して相談・救済を求めることができる体制や環境の整備を進めます。
- SNSやインターネットからの有害情報等、こどもを取り巻く有害環境からこどもを守る取組みを行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
虐待を理由とする再通告件数	15件	0件

主な取組 ①虐待の未然防止、養育支援体制の整備

養育を支えるサービスや、こどもセンター等の相談支援により、虐待の未然防止、早期対応を進めます。

事業

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止の普及啓発	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組みを行います。	こどもセンター
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	児童の虐待及びDVに対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携し対応します。	こどもセンター
子育て短期支援	保護者が仕事、病気等の理由により家庭において、一時的にこどもの養育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に養育する方がいない場合に、市が委託した施設でこどもを養育します。	こどもセンター
子育て世帯訪問支援	保護者が体調不良等により家事や育児が困難な家庭や家族等の支援を受けることができない家庭に対して、安定した養育ができるよう適切なサービス提供を図ります。	こどもセンター
支援対象児等の見守り強化	民間団体等と連携して、地域の中で支援を要するこどもや妊婦等の見守り強化や相談支援を行います。	こどもセンター
里親支援、普及啓発	広報活動を進め、里親の新規開拓と制度の理解・協力を促進します。	こどもセンター
未就園児に対する支援	認定こども園等に通っていない未就園児の実態把握と支援を行います。	こどもセンター 健康づくり推進課

主な取組②いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援、相談、救済

いじめや不登校、困難に直面したこどもに対して、それぞれのこどもの状況に合わせた迅速かつ適切な支援や問題解決に取り組めます。

こどもやこどもに関わる大人が安心して相談・救済を求めることができる体制を整えます。

事業

事業名	事業内容	担当課
教育支援センター (宇城っ子ネット)	不登校児童生徒を対象に、学習、生活の場を提供し、対人関係や集団生活への適応を高め、学校生活への復帰を促します。	教育総務課
日本語適応	日本語指導を必要とする児童生徒を支援するため、日本語指導員を学校へ派遣し、日本語習得を支援します。	教育総務課
S N S 相談窓口	小中学生を対象に、市独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。	生涯学習課 こどもセンター
ヤングケアラー支援	福祉、介護、医療、教育等の関係機関と連携し、早期発見・把握し、必要な支援へつなげます。	こどもセンター 教育総務課 宇城市生活自立支援センター
自殺対策	熊本連携中枢都市圏にて設置している、こころの悩み相談窓口（SNS）の周知を長期休暇前後に行います。	社会福祉課

主な取組 ③有害環境等からの保護

S N S や違法薬物等による犯罪被害防止に向けた啓発など、こどもを取り巻く有害環境対策を進めます。

事業		
事業名	事業内容	担当課
安全安心なICT環境整備	自他の権利や情報社会における行動に関する教育や犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できるようにするための環境を整備します。	教育総務課

目標Ⅱ こどもが安心して育つための家庭への支援を推進する

背 景

少子高齢化の進行、情報通信技術の発展、共働き世帯の増加や核家族化など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような子育て環境の変化は、保護者の子育てに対する不安感、孤立感に影響を与えます。

国は、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している現状を踏まえ、児童福祉に関する機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健に関する機能を有する「子育て世代包括支援センター」の見直しを行い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることを市町村の努力義務とする児童福祉法の改正を令和4年6月に行いました。

市においては、児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、こども家庭センターの役割を担うこどもセンターを令和5年4月に新設しました。母子保健事業を担う健康づくり推進課（保健福祉センター）と連携し、切れ目ない相談・支援を実施してきたところですが、さらに子育て世帯への包括的な支援を強化していく必要があります。

必要とされる支援の中で、経済的な理由による生活困難な家庭への支援が増えていきます。こどもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもが夢や希望を持って成長できる環境を整える必要があります。

市における、児童扶養手当の受給者は減少傾向にありますが、全部支給者の割合は半数を維持しています。さらに物価高騰などの社会・経済状況の変化の影響を受けて、困難な状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあると考えられます。子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っているひとり親家庭への支援を積極的に進めていく必要があります。

障がい児通所支援事業の利用人数や特別支援教室利用児童数など、特別な配慮が必要なこどもの数は増加傾向にあります。また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、地方公共団体の責務が明記されたことから、医療的ケア児及びその家族に対する支援の実施、保育施設や学校等での受入れの促進などが求められています。特別な配慮を必要とするこどもとその家庭が適切な支援を受けられるよう、取組みを一層進める必要があります。

(1) 妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援

現状と課題

子育て家庭のライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化などの要因により、妊産婦が孤立し、育児への不安の増幅や、心身の不調につながるものが懸念されます。家庭の状況に応じた支援が必要です。

方向性

- 安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない一貫した支援体制の充実を図ります。
- 子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、子育てサービスの充実及び様々な方法による情報提供を行うとともに、課題を抱える家庭を把握し、必要な支援につなげるための取組みを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
①産後1ヶ月時点での産後うつハイリスク者の割合	6%	5%未満
②この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (※ 3,4か月児、1歳6か月児、3歳児健診時のアンケートで、「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した割合)	96.8%	現状維持
③電子による妊娠届出件数 (※ 出生数に対しての割合)	0%	90%

※ 値の算出根拠

主な取組 ①妊娠期、出産期、子育て期のトータル支援の実施

安心して妊娠・出産・子育てに臨むことができる環境を整えるため、妊婦健康診査費用や医療費などの助成、育児不安解消に向けた取組みや様々な機会における子育て支援情報の提供など、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援を実施します。

事業

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に保健師等の専門職が、妊婦や夫（パートナー）と面接や健康教育を行い、妊婦の妊娠・出産に関する不安を和らげ、健康管理の重要性を認識できるよう支援します。また、妊娠中から子育て期の事業や制度について情報を提供します。	健康づくり推進課
妊婦健康診査	健康で安心な妊娠期を過ごすため、14回の妊婦健康診査を医療機関で実施します。経済的な負担軽減と健康状態の把握のため、14回分の健康診査料金を助成します。	健康づくり推進課
妊産婦・乳児訪問指導の充実	妊婦や乳児（生後2か月前後）と産婦、その家族の状況を確認し、育児上必要な情報を提供し、育児不安の軽減を図り、健康に過ごせるよう支援します。	健康づくり推進課 こどもセンター
早産予防対策の充実	低出生体重児の出生を予防するため、妊婦に対する膣分泌物検査、歯周病検査にかかる費用を助成します。	健康づくり推進課
産後ケア	出産後1年未満の産婦と乳児を対象に、医療機関や助産院等での心身のケアや体調管理、育児のサポート等を行います。	健康づくり推進課
予防接種	感染症から子どもを守るとともに、社会全体に感染症がまん延することを防ぐため、各種予防接種を実施します。	健康づくり推進課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診	乳幼児健康診査を実施し、月齢や年齢に応じた発育・発達状況の確認を行うとともに、課題の早期発見と適切な支援を行います。また、結果に応じて、医療機関へ受診勧奨します。	健康づくり推進課
育児相談	こどもの発育・発達を確認するとともに、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減や個別に応じた対応ができるよう支援します。また、こどもの発達面の課題や母のメンタルヘルスケアなど、心理士による相談の機会を設け、適切な支援機関につなげ、保護者の不安を軽減できるよう支援します。	健康づくり推進課
歯の健康づくりの充実	乳幼児の各種歯科健康診査や保育施設での、フッ素洗口及びブラッシング指導を行い、むし歯予防の知識の普及とブラッシングの習慣化に向け支援します。	健康づくり推進課
食育推進事業	ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや望ましい食生活習慣の確立等の普及啓発を進めます。	健康づくり推進課
こども・子育て支援機能強化のための保健福祉センターの整備	こどもや子育て世代が、乳幼児健診や相談などで気軽に安心して訪れられるよう、安全で利用しやすくプライバシーが守れる環境を整備します。	健康づくり推進課
こども医療費助成	高校生以下のこどもの医療費の一部負担金を助成します。	医療保険課
児童手当	0歳から18歳までの児童を養育している方に支給します。	子ども未来課
不妊治療費の助成	不妊治療に要した治療費の一部を助成します。	こどもセンター

主な取組 ②子育て支援サービスの充実

子育て家庭が、必要とするサービスを必要なときに利用することができるよう、こどもの預かりや乳幼児親子の居場所など、子育てに関するサービスを充実するとともに、その利用につながるよう、様々な方法により情報を提供します。

事業

事業名	事業内容	担当課
利用者支援	保育所の入園相談等の各種手続きに合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに合わせたサービスにつなげます。また、妊産婦及び乳幼児の健康管理や、虐待への予防などを含めた包括的な切れ目のない支援を行います。	健康づくり推進課 こどもセンター
病児・病後児保育	自宅での保育が困難な病児・病後児を専用保育室のある施設において一時的に保育する病後児保育事業の支援を継続します。また、熊本市内の事業も利用できる体制を継続します。	子ども未来課
ファミリーサポート	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支え合い活動を実施します。	こどもセンター

事業名	事業内容	担当課
一時預かり	未就学児を家庭で養育している保護者が、日中一時的に保育できないとき、保育施設等において保護者に代わって保育するなどの、一時預かり事業の支援を継続します。	子ども未来課
保育料の無償化	保育所等を利用する3歳から5歳、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償とします。また、要件を満たす幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートの利用料を無償とします。	子ども未来課
保育料の補助	同一世帯から2人以上のこどもが利用する場合の保育料を減額します。また市が定める第3子に該当する保育料の無償化を行います。	子ども未来課
副食費の補助	保護者が負担する副食費を、公定価格等を勘案して補助します。	子ども未来課
子育て情報提供サービス及び子育て手続きのDX化	宇城市母子・子育て支援アプリUki星を使って、子育てに関する手続きやサービス、地域の情報を発信、また乳幼児健診等のDX化を進め子育ての負担を軽減します。	健康づくり推進課 こどもセンター
子育て支援セミナー	結婚し新生活を始める方を対象に、子育ての課題や困り感を解消します。	こどもセンター
親育ち支援	乳幼児期に関しては、育児不安等への支援としてNPプログラムやBPプログラムを行います。また学齢期・思春期に関しては、「親の学び」プログラム事業を行い、親同士のつながりを作り、新たな「気づき」を得る機会の一つとして支援を行います。	こどもセンター 生涯学習課

主な取組 ③子育てに関する相談体制の充実

様々な機会を捉え、ＳＯＳを発信できない世帯や複合的な課題を抱える世帯等を必要な支援や地域資源につなげるため、発見、相談、継続的な支援を多機関が連携しながら包括的に提供（重層的支援体制）し、生活課題の解決に向けて取り組めます。

事業

事業名	事業内容	担当課
子育てに関する相談体制の充実	家庭児童相談員や子育て支援コーディネーター等が、こどもに関する相談に応じ、適切な支援につなげます。	こどもセンター
困難を抱えるこどもと子育て家庭を支援につなぐための取組み	家庭児童相談員や子育て支援コーディネーター等が、困難を解決するため、関係機関と連携し支援を行います。	こどもセンター
地域子育て支援拠点	乳幼児のいる子育て中の親子に、相互に交流できる場の提供と、育児相談や情報提供、講習会等の支援を行います。	こどもセンター

(2)生活に困難を抱える子育て家庭への支援

現状と課題

「令和5年熊本県子どもの生活に関する実態調査」の結果より、貧困線を下回る層に属する回答者の割合は、13.3%、その内ひとり親世帯の割合は40.9%でした。

規則的な食事や睡眠の習慣が身に付いていない傾向が見られ、また将来のためにスポーツや特技等を頑張りたいと思う割合が低く、学校の勉強に関する悩みを抱えている傾向が見られました。

世帯の状況が、生活の基盤である衣食住や健康を守るための医療、こどもの生活環境や教育環境にも大きな影響を与えています。

方向性

- こどもと子育て家庭の安定した生活を実現するため、食のセーフティーネットの充実とともに、就業や住宅など、日常生活に関する支援を総合的に実施します。
- 暮らし、仕事や子育てなど、ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、総合的かつ継続的な支援を実施します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
フードパントリーへの協力事業所を増やす。	3事業所	20事業所

主な取組 ①生活困窮家庭への支援

地域のこども食堂への支援やフードパントリー事業など、生活に関する家庭の日常生活を支えるための取組みを進めます。

事業

事業名	事業内容	担当課
就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる世帯に、学用品費等の費用を援助します。	教育総務課
奨学金	経済的な理由により就学が困難な人に対し、奨学金の貸し付けを行います。	教育総務課
行政サービスの利用料減免・減額	所得やひとり親家庭など、条件により一部事業（子育て短期支援事業等）で利用料減免・減額を実施します。	各課
フードパントリーの開催	フードドライブ（寄附）で集まった食糧を必要な方へ届ける、「もったいない」を「ありがとう」に変える取組みを行います。	こどもセンター

主な取組 ②ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える複合的な課題の解消に向け、仕事や暮らし、子育てに関する支援を総合的に提供するなど、ひとり親家庭が安定的な生活を早期かつ継続的に実現するための取組みを進めます。

事業

事業名	事業内容	担当課
自立支援教育訓練給付金、 高等職業訓練促進給付金	就業に結びつきやすい指定講座の受講や資格取得のため、養成機関で修業する場合、所定の給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	子ども未来課
児童扶養手当	18歳到達後の最初の3月31日までのこども（障がいの状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等の方で、所得制限限度額未満の方に手当を支給します。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成し、負担を軽減します。	子ども未来課
女性相談	女性相談支援員を配置し、女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行います。	子ども未来課

(3)こどもの発達・成長に応じた支援

現状と課題

教育相談や市内の障がい児通所支援事業の延べ利用人数は増加傾向にあることから、各家庭の状況やこどもの特性を踏まえた相談体制を充実する必要があります。また、発達に課題や障がいのあるこどもを育てる保護者が周囲から十分な理解を得られない状況もあることから、発達の課題や障がいに対する理解促進が重要です。

医療的ケアが日常的に必要なこども（医療的ケア児）の数は増加しており、また、必要な支援が多様化していることから、その実態を把握するとともに支援体制を整える必要があります。

特別支援学級在籍児童・生徒や通常の学級で特別支援教室を利用する児童・生徒の数及び就学相談の件数は増加傾向にあることから、こどもの状況に合わせた適切な教育環境を保護者が選択できるための支援を行う必要があります。

方向性

- 特別な配慮を必要とするこどもとその家庭の状況を踏まえた適切な相談支援体制の整備と、こどもとその保護者の地域での孤立を防ぐため、地域における理解の促進を図ります。
- 地域における医療的ケア児への支援を強化するため、関連機関との連携強化を図るとともに、保育所等における受入れ態勢の推進を図ります。
- こどもの特性や課題に応じた支援や指導を行うために、関係機関の連携による切れ目ない一貫した支援を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
①障がい児福祉サービス待機児童の解消 申請者に対する待機児童の割合	児童発達支援 23% 放課後等デイサービス 16%	各10%
②医療的ケア児等の協議の場の設置	—	設置

主な取組 ①発達に課題や障がいがあるこどもへの支援

発達に課題や障がいのあるこどもとその家族が、地域で孤立することのないよう、関係機関と連携した切れ目ない支援体制を構築するとともに、県立こども総合療育センター、児童発達支援センター、通所支援事業者や保育・教育現場等における専門的な支援の充実を図ります。また、地域社会への参加や包容の推進ため、普及啓発事業等を行います。

事業

事業名	事業内容	担当課
疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	乳幼児健診や育児相談等により発見した疾病や障がいに対し、早期より支援を始めるため、医療・教育・保育・福祉と連携し支援を行います。	健康づくり推進課 社会福祉課 教育総務課
こども発達支援普及啓発	児童発達支援センターでは、多様な障がいのあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域の障がい児通所事業所に対するスーパーバイズやコンサルテーションを行い、地域全体の障がい児支援の質の向上を図ります。	社会福祉課
医療的ケア児支援事業	乳児訪問や医療機関からの情報提供を通じて、医療的ケア児についての状況把握、必要な支援や関係機関との連携の調整を行います。また、保育所、小中学校等での医療的ケア児の受入れを進めます。	社会福祉課 子ども未来課 教育総務課 健康づくり推進課 こどもセンター

事業名	事業内容	担当課
医療的ケア児等の協議の場の設置	地域において安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、障がい福祉その他の各関連分野の支援を行う機関が、医療的ケア児施策の推進及び連携の強化を図る協議の場として、宇城市医療的ケア児支援地域協議会を設置します。	社会福祉課
特別児童扶養手当	知的、精神または身体に障がいがあり、政令で定める程度以上にある20歳未満の児童を家庭において養育している方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	社会福祉課
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方で重度の障がいがあり、政令で定める程度以上にある、20歳未満の方に対して手当を支給します。	社会福祉課
障がい児とその家族に対する支援	障がい児やその家族に対しての各種手当の給付をはじめ、医療費の助成、や補装具・日常生活用具の給付。また、各種障害福祉サービス等を通じて、障がい児の地域社会への参加・包容を推進し、切れ目のない一貫した支援を行います。	社会福祉課
相談支援ファイル「よかところファイル」の活用推進	障がいのある方に対して、保護者や支援を行う関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行うための相談支援ファイルの活用を推進します。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育就学奨励費	障がいのある児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じ特別支援教育就学奨励費を支給します。	教育総務課
特別支援教育支援員の配置	支援が必要な児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の配置について、必要人員を確保できるよう取り組みます。	教育総務課
放課後児童クラブ（学童保育所）における障がい児の受入の充実	障がい児の受入れができるように、施設改修の検討を行い、また支援員の研修等により、受入体制を充実します。	子ども未来課
障がい児保育等の充実	可能な限り保護者の望む保育所、認定こども園で受け入れを行うとともに、こどもの状況把握に努め、個々に応じた支援ができるよう環境を整備します。	子ども未来課
就学相談の充実	こどもの特性や状況から、学校生活を送る上での必要な支援や、一人ひとりに応じた適切な学習環境について、特別支援教育相談員を配置し保護者等からの相談に対応します。	教育総務課

主な取組 ②特別な支援を要するこどもへの教育の充実

個々の特性や課題に応じた指導の実施や学習環境の充実に向けた取組みを進め、特別な支援を必要とするこどもの教育的なニーズに対応するとともに、インクルーシブ教育の一層の推進を図ります。

事業		
事業名	事業内容	担当課
障がい児に対する教育支援体制の整備	特別支援教育を推進するため、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携を図り、教育支援体制を構築するとともに、特別支援教育に係る教職員等の専門性の向上と関係者への理解・啓発を行います。	教育総務課
巡回相談	専門性のある巡回相談員が、小・中学校等からの相談を受け、学校を訪問の上、支援充実のための助言を行います。	教育総務課

目標Ⅲ こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

背 景

女性の就業率の上昇などによる共働き世帯の増加に伴い、保育施設の利用者が増え、各自治体において待機児童問題に対応するため、「新子育て安心プラン」等に基づき保育の受け皿整備（保育の量の拡大）の取組みが強力に進められてきました。

しかし、今後は人口減少地域での保育機能の確保にも対応しながら、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実を進めるとともに、全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組みを推進していくことが必要です。

また、保育人材の確保が課題となるとともに、今後労働力人口が減少していく中、持続可能な制度としていくためには、保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善の取組みを進めていくことが必要です。

市では、市立保育園の民営化など計画的に保育施設整備を進め、保育定員の拡大を図ってきました。その結果、待機児童数は大幅に減少しましたが、保育士不足など新たな課題が生じてきています。

国は次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後こども総合プラン」（平成30年9月策定）を策定し放課後児童対策を推し進めてきました。この結果、放課後児童クラブの受け皿は着実に増えました。しかし、受け皿整備を追い風に更なるニーズが増加し待機児童が増えております。

市においても、こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことを希望する保護者のニーズは高く、対応が求められています。

(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備

現状と課題

保育施設については、保育需要に対応するため、計画的な施設整備を行ってきました。これにより、待機児童数は大きく減少しています。今後は、少子化や保育需要の地域偏在の影響から、地域によって利用児童数が増減していくことが予想されるため、保育需要や保護者の子育てニーズを適切に把握していく必要があります。

放課後児童クラブの待機児童対策については、いまだ解消には至っていません。今後も共働き世帯の増加が見込まれることから、待機児童対策に向けた検討が必要です。

方向性

- 保育施設については、今後も地域によって保育需要の増加が見込まれる可能性があることから、地域ごとの需要を的確に把握し、適切な受入数の確保を図っていきます。また、定員に空きが生じる地域の対策について検討を行います。
- 放課後児童クラブについても、今後の需要を適切に把握しながら、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせるための取組みを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度目標値
①保育の待機児童数 (3月31現在)	16人	0人
②放課後児童クラブの待機児童数 (5月1日現在)	21人	0人

主な取組 ①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援

就学前人口と教育・保育需要の将来推計に基づき、適切な受入数の確保を行うとともに、質の高い保育が円滑に提供されるよう運営事業者の支援を行います。

事業

事業名	事業内容	担当課
保育所等の指導監査	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているか指導監査を行うとともに、施設の現状に応じた必要な助言を行います。	子ども未来課
教育・保育提供体制の確保	市内における教育・保育の利用ニーズに応じた保育所等の提供体制を確保します。また人口減少や保育需要の地域偏在に伴って生じる空き定員について対策を検討します。	子ども未来課
保育所等施設の整備	保育ニーズに応じた計画的な施設整備を検討し、施設の改修費等を補助します。	子ども未来課
保育業務システム導入による効率化	保育DXの推進による効率化で、保育所等の事務の負担を軽減します。	子ども未来課
子育てに利用しやすい図書館施設の整備	こどもや子育て世帯が気軽に利用でき、本に親しむことができる環境を整備します。	生涯学習課

主な取組 ②放課後児童クラブの整備

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童を対象に、安全・安心な放課後の居場所を提供します。

事業

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ（学童保育所）事業の実施	保護者会で管理運営しているクラブについては、社会福祉法人等へ運営を委託します。	子ども未来課
放課後児童クラブ待機児童対策	老朽化した施設の改修や拡充の検討を行い、定員を増やし待機児童解消に努めます。	子ども未来課

(2) 良好な教育・保育サービスの確保

現状と課題

保育所及び認定こども園と小学校の連携を推進し、義務教育への円滑な接続に取り組んでいく必要があります。

女性の就業率の上昇に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しています。保護者が必要なときに安心してこどもを預けられるようにするため、様々なサービスの充実が求められています。

方向性

- 市内の全ての教育・保育施設において、こどもたちの育成・発達に配慮しつつ、こどもの権利の視点に立った教育・保育を提供します。
- 保護者のニーズに応じて、保育所等の延長保育や休日保育、一時預かりなどを実施します。また、保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、学童保育において適切な遊びや安全・安心な生活の場を提供します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
幼保小中の円滑な接続の推進 (庁舎内の協議数)	0回	10回 (5年間延べ)

主な取組 ①就学前の教育・保育の質の向上

生涯にわたる人格形成にとって重要な乳幼児期に、こどもが心身ともに健康で自分らしく育っていくための教育・保育を提供します。

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、安全・安心な居場所を提供し、健全な育成を図ります。

事業

事業名	事業内容	担当課
幼保小中の円滑な接続	幼保、小中学校の関係者が、互いの教育・保育機能を理解し、幼児期から中学校までの学びの連続性を踏まえた円滑な連携・接続を推進します。	子ども未来課 教育総務課
入園在園手続きの簡素化	保育所等の入園申込み及び在園関係手続きの電子化を進め、保護者の負担を軽減します。	子ども未来課
保育情報の発信	広報誌・ホームページ・母子手帳アプリ等を活用し、情報を得たい方へ伝わりやすい情報発信と、情報の充実に努めます。	子ども未来課

主な取組 ②多様な保育サービスの充実

保護者の状況に応じ、必要なときに安心してこどもを預けられるようにするため、利用できるサービスの充実を図ります。

事業

事業名	事業内容	担当課
延長保育	保護者が安心して就労できるよう、保育所・認定こども園の延長保育事業の支援を継続します。	子ども未来課
休日保育	保育所・認定こども園が休みの休日に保育を行う休日保育事業の支援を継続します。	子ども未来課

目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する

背 景

家庭、学校、地域等を問わず、こども・若者の生命・安全を脅かす深刻な状況が生じています。とりわけ、15歳から39歳の死因の第1位を自殺が占める状態がつづいており、極めて重大な問題です。

さらに、大人も含め、これまで直接経験したことがない「未曾有」「想定外」「何十年に一度」などと表現されるような激甚災害や感染症が発生するとともに、児童虐待、性被害等の事件、事故が頻発しています。

また、三世代世帯の減少や地域のつながりの希薄化等に伴い、こども・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。

国は、平成22年度及び27年度、さらに令和3年度の3次にわたり、子ども・若者育成支援法に基づき、「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定し、従来の対応では限界があるとして、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生、保護、雇用等の分野縦割りの取組みに「子供・若者の育成」という横軸を入れ、分野を超えた連携・協働を進めています。

全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくとされています。

(1) すべての若者のすこやかな育成支援

現状と課題

就労以外で、社会や地域との関りを持つ若者はごくわずかです。若者の地域での幅広い交流や活動の機会を作るとともに、若者の視点を市政や地域の課題解決に生かしていく必要があります。

また、中高生年代が自由に意見を表明し、発信できる取組みを進め、主体的に活動し、交流できる機会や健全な居場所を確保していく必要があります。

方向性

- 若者を対象としたワークショップ等を開催し、自己表現や興味・関心に応じた体験の機会を充実するとともに、若者ならではの視点を市政や地域に生かし、若者と地域とのつながりを構築していきます。
- 若者の活動・交流や相談・支援の拠点となる場の提供を行うとともに、若者の活動や交流の機会を充実するため、中高生年代向けの施設の整備等に向けた検討を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
中高生や若者を対象とする事業の実施数	3回	25回 (5年間延べ)

※ 生涯学習課、こどもセンターをはじめ関連する課と連携し対象事業を増やす。

主な取組 ①若者の活動・社会参画の機会の充実

若者を対象としたワークショップ等を開催し、自己表現や興味・関心に応じた体験の機会を充実します。また、若者の視点を市政や地域に生かすことにより、若者の社会参画を促します。

事業

事業名	事業内容	担当課
市の施策への意見の反映	新規事業などに対し、こどもや若者の意見を反映し、事業の質を向上させます。	各課
少年の主張大会	中学生を対象に、物事を論理的に考える力や、自らの考えを正しく伝え、理解してもらう力を身につけます。また若者の地域参画への市民の深い理解を得るために行います。	生涯学習課
高校生ボランティアの育成と活用	「宇城っ子のつどい」等で、小中学生に対する協力者・指導者として参加することで、リーダーとしての資質を向上させます。	生涯学習課
中高生交流事業	居場所を活用した、中高生年代の自主的な活動を支援し、交流を進めます。	生涯学習課 こどもセンター
二十歳（はたち）の記念式典	対象年齢者（20歳）のうち、有志による実行委員会形式により企画・運営した式典を開催し、社会人としての自覚と責任を認識することで、社会を構成する一員として地域に貢献する心を育みます。	生涯学習課

主な取組 ②若者の居場所の充実

若者の活動・交流や相談・支援の拠点となる施設を運営するとともに、小中高生年代向け施設を充実するための検討を行います。

事業

事業名	事業内容	担当課
こどもセンターの小中高生年代の利用検討	小中高生年代の利用に向けた機能や利用方法の検討を行います。	こどもセンター

(2) 若者の課題解決に向けた支援

現状と課題

全国的な課題として、趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しないひきこもり状態の若者がおり、その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めていることが指摘されています。また、若年無業者も増加傾向にあるなど、若者の自立に関する問題が深刻化しています。気軽に相談できる場や、人とのつながりを持てる場を提供することが必要です。

経済的事情や仕事の問題、適当な相手にめぐり合わない、という理由から結婚の希望が叶えられない若者がいます。経済的な支援や、出会いの機会・場の創出支援が必要です。

方向性

- 困難や生きづらさを抱えている若者が、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するとともに、全ての若者が社会参画できるような取組みを進めていきます。
- 近年増加している市立小中学校の不登校児童・生徒への対応や、その児童・生徒の中学校卒業後の支援等についても取組みを進めます。
- 結婚を希望する若者の支援、結婚に伴う新生活への支援を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
①孤独孤立対策官民連携プラットフォームの設置	—	設置
②孤独孤立対策官民連携プラットフォーム啓発事業の実施数	—	5事業 (5年間延べ)

主な取組 ①困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

社会との関わりに課題を抱える若者とその家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携などにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談体制を整備します。

事業

事業名	事業内容	担当課
若者の対応に悩む家族への支援	課題を抱える若者の対応に悩んでいる家族を支援します。	宇城市生活自立支援センター
「チャット相談窓口」を設置	いじめや体罰、虐待、貧困などのこどもの権利に関する、24時間365日相談できるチャット相談を運営します。	社会福祉課
孤独孤立対策推進	行政機関とNPO等支援団体が連携する場として、孤独孤立対策官民連携プラットフォームを設置し、孤独孤立対策を推進します。	社会福祉課
若者への就職支援	障がいのある若者が、自立した生活ができるよう、就労に向けた説明会を行います。	社会福祉課
若者への就職支援	高校生を対象に、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活ができるよう、誘致企業を中心に企業説明会を行います。	地域振興課

主な取組 ②結婚を希望する若者への支援

他の自治体と連携し、広域での出会いの機会・場を創出し、効果の高い取組みを行います。

事業

事業名	事業内容	担当課
結婚支援センターの運営	熊本連携中枢都市圏において運営し、出会いの機会・場を創出します。	こどもセンター
婚活セミナー	婚活が必要な理由、婚活の方法について学び、実践的な婚活を支援します。	こどもセンター
結婚新生活支援	新生活の住まい補助を行い、結婚に伴う経済的な負担を軽減します。	こどもセンター

目標Ⅴ こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する

背 景

核家族化の進展、共働き世帯の増加などにより、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。自分の生まれ育った地域以外で子育てをしている家庭も多く、不安や悩みを誰にも相談できずに孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。

こどもは保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら様々な体験をすることで、心豊かに成長することができます。このようなことから、こどもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整える必要があります。

さらに、地域での活動を通して、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで新たな活動の担い手を育成し、地域全体でこどもの育ちを見守る環境を整えていく必要があります。

一方で、こどもと子育て家庭が住み続けたいと思えるまちにするため、公園や施設等を充実するとともに、子育て関連店舗の普及促進などに取り組み、ハード・ソフト両面から魅力的な環境を整備していくことが求められています。

さらに、今後も共働き世帯が増加していくと考えられることから、働きながら子育てしやすい環境を整備するため、市内の企業や事業者に対する啓発などの取り組みも進めていくことが重要です。

(1) 地域における子育て支援活動の推進

現状と課題

地域における子育て支援人材の確保が課題となっております。子育て支援を担う人材育成や団体と担い手のマッチングなどを促進する必要があります。

また、多様化するこどもと子育て家庭のニーズに、より対応できる活動を生み出していくためにも、子育て関連活動への支援を充実していく必要があります。

市民相互の助け合いによる子育て支援活動であるファミリー・サポート事業においては、支援する側の人材不足が課題となっており、地域における子育て支援を担う人材の育成が求められています。

方向性

- こどもセンターを中心に子育てを支援する仲間づくりを推進する取組みや活動の場の充実を図ることなどにより、子育て関連団体や子育て支援活動を行う市民等の活動の拠点としての機能を強化します。
- ファミリー・サポート事業については、広報内容や広報先を工夫し、協力会員となって参加しやすい環境づくりを目指します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
子育て市民サポーターの人数	—	100人

主な取組 ①地域における子育て支援ネットワークの強化

様々な地域事業の取組みを通じて地域における連携を進め、こどもと子育て家庭に関わる見守りネットワークを強化します。

事業

事業名	事業内容	担当課
青少年育成市民会議	活動を通して、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育み、新たな活動の担い手を育成します。	生涯学習課
子育て市民サポーターの養成	地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育てを理解し寄り添う市民サポーターを養成します。	こどもセンター
市主催のイベント等への託児コーナーの設置	子育て支援活動を行う市民団体を支援し、託児ができる体制を整えます。	こどもセンター 人権啓発課
ファミリー・サポート事業	地域の人々が、取り組みやすいサポート事業になるよう検討します。	こどもセンター
子育てしやすい職場環境づくりの啓発	市内事業所を対象に、共働き・共育てへの理解と協力を求めます。	人権啓発課

(2) 子育て世帯が住み続けたくなる環境の整備

現状と課題

計画策定に伴うアンケート調査結果から、こども・若者、子育て世代のどの世代からも公園整備についての要望が多く、充実に向けて取組みを進める必要があります。

市内における共働き世帯は、未就学児の保護者及び就学時の保護者ともに8割を超えており、今後も増加することが見込まれることから、共働き世帯が子育てしやすい環境の整備が求められています。

全国的にもこどもが被害者となる事件や事故が依然として発生していることから、犯罪や事故からこどもを守ることができる取組みを進める必要があります。

方向性

- 子育て家庭にとって魅力的な公園の整備や子育て家庭にやさしい店舗の充実等を図り、こどもと子育て家庭が住み続けたくなる環境の整備を進めます。
- 子育てと就労の両立に向け、こどもに関する施設の整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性の就労を支えるための取組みを実施します。
- 地域における見守り活動を充実するとともに、犯罪や事故に関する普及啓発を行い、こどもが犯罪や事故に巻き込まれることなく、すこやかに成長できる環境を整備します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和11年度 目標値
合計特殊出生率	1.62	1.62

主な取組 ①子育てしやすいまちづくり

共働き・共育てを推進し、働きながら子育てしやすいまちづくりを推進します。また、子育て家庭にやさしい店舗やこどもから大人まで様々な人が楽しめる公園など、子育て家庭にとって魅力的な環境の整備を進めます。

事業

事業名	事業内容	担当課
子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信	市の子育て支援に関する情報やこども、子育て家庭が利用できる施設などといった市の子育て環境の魅力をホームページ等で発信します。	企画課 こどもセンター
仕事と子育てを両立できる環境づくり	市内事業所へ育児休暇制度について広報し、取得を推進します。	人権啓発課
男性の家事・子育てへの参画の促進	市民へ理解を得るために、分かりやすいチラシなどを作成し周知します。	人権啓発課
育児休暇からの仕事復帰、再就職支援	仕事復帰する方を対象に、復帰後の子育て支援制度などについてセミナーを開催します。	人権啓発課 こどもセンター
公園整備	公園の新設、既存の公園を再整備し、こどもが使いやすい公園にします。	都市整備課
子育て応援の店	子育てを支援する企業、店舗を増やします。	こどもセンター

主な取組 ②こどもの安心・安全の確保

こどもを有害な環境から守るための普及啓発を行うとともに、犯罪や事故を防止するための取組みを進め、子育て家庭が安心してこどもを育てられるまちづくりを推進します。

事業

事業名	事業内容	担当課
子ども見守りボランティア	登下校時に交通指導や挨拶、声かけをし、安心安全な通学路を確保します。	生涯学習課
子どもかけこみ110番フラッグの設置	事件事故を未然に防ぐとともに、万一の際における子どもたちの安全を確保するため、民家や企業に協力を仰ぎ、フラッグを設置します。	生涯学習課
避難所における子育て世帯への配慮	災害時の避難所運営等において、乳幼児や妊産婦を含む要配慮者への支援体制の整備を進めます。	防災消防課

第4章

子ども・子育て支援事業計画 (第3期)

1 子ども・子育て支援事業の計画について

子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を定める計画です。子ども・子育て支援法では、市町村に対し、5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務づけています。

宇城市では、平成27年3月に「すこやか宇城っこプラン」（計画期間：平成27年度から平成31年度）を策定し、地域の実情に応じたこども・子育て支援の様々な施策を総合的に推進してきました。

続いて、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期すこやか宇城っ子プラン（宇城市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、計画に基づいて安心してこどもを生み育て、子育て子育てを支援するまちづくりを行ってきました。その後、令和4年6月に成立した児童福祉法の改正（一部を除き令和6年4月施行）では、市町村が地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭への訪問による生活の支援、学校や家以外のこどもの居場所支援、親子関係の構築に向けた支援を実施することなどが新たに盛り込まれ、今後さらにこどもと子育て家庭への支援を充実するため、直近の実績値を踏まえ計画の見直しを行う必要があります。

市は、全てのこどもと子育て家庭が、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のサービスが受けられるよう、需要に応じた提供体制を確保していきます。

【教育・保育の提供区域の設定について】

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市内の保育所については、これまで特に通園区域を設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園している現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、引き続き市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

なお、「第2期すこやか宇城っ子プラン」を受けて毎年作成してきた「新子育て安心プラン」では、入所申込状況を考慮し、三角区域と三角を除く区域の2つの区域を設定しています。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

保育の必要性の認定区分

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指すとともに、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※1
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育の必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園 ・地域型保育※2

※1認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を合わせ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※2地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

市内には、現在認可保育所（19園）、認定こども園（4園）が設置されています。近年の保育需要の高まりを受けて、これまで施設整備により利用定員を拡充してきたことで、年度初めの4月においては、ニーズに見合った受け入れ数の確保ができています。しかし、年度途中から0歳児を中心に利用希望者が増え待機児童が発生しています。

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、家庭環境の変化などによる子育て支援サービスの増大が予想されますが、少子化による児童人口の減少の影響で、保育の需要は少しずつ減少していくと見込んでいます。

【確保方法】

計画期間の「量の見込み」について、1号・2号・3号の認定児のいずれも令和7年度を最大見込み数とし、以降は少子化の影響で緩やかに減少していくとみています。

そのため、令和7年度の見込み量に対して令和6年度現在の総定員をみると、1号認定については155人の利用を見込んでいますが、令和6年度の認定こども園（幼稚園部分）の総定員が251人であることから、現在の体制で対応可能です。

同じく、2号認定及び3号認定の1歳、2歳児についても、最大見込み人数である令和7年度の数値に対して、現在の保育利用定員数が上回ることから、現在の体制で対応可能とみられます。

現在、待機児童が発生する3号認定の0歳児については、年度途中における利用者増を踏まえて210人の利用を見込んでいますが、現在の総定員（210人）で賄える量となっています。

◆ 1号認定

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		155	150	145	141	137
確保 方 策	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園 (幼稚園部門)	251	251	251	251	251
	認定こども園 (保育所部門)	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0	0
	認可 外	企業主導型 (地域枠)	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	合計(②)	251	251	251	251	251
②－①		96	101	106	110	114

◆ 2号認定

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		1,066	1,033	1,001	971	941
確保 方 策	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園 (幼稚園部門)	0	0	0	0	0
	認定こども園 (保育所部門)	98	98	98	98	98
	保育所	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
	認可 外	企業主導型 (地域枠)	13	13	13	13
		その他	23	23	23	23
	合計(②)		1,143	1,143	1,143	1,143
②－①		77	110	142	172	202

◆ 3号認定 (0歳児)

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		210	204	198	191	186
確保 方 策	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園 (幼稚園部門)	0	0	0	0	0
	認定こども園 (保育所部門)	20	20	20	20	20
	保育所	158	158	158	158	158
	認可 外	企業主導型 (地域枠)	8	8	8	8
		その他	24	24	24	24
	合計(②)		210	210	210	210
②－①		0	6	12	19	24

◆ 3号認定（1歳児）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		291	282	273	265	257
確保 方 策	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園 （幼稚園部門）	0	0	0	0	0
	認定こども園 （保育所部門）	36	36	36	36	36
	保育所	274	274	274	274	274
	認可 外	企業主導型 （地域枠）	9	9	9	9
		その他	39	39	39	39
	合計(②)		358	358	358	358
②－①		67	73	161	93	101

◆ 3号認定（2歳児）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		320	310	300	291	282
確保 方 策	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園 （幼稚園部門）	0	0	0	0	0
	認定こども園 （保育所部門）	35	35	35	35	35
	保育所	284	284	284	284	284
	認可 外	企業主導型 （地域枠）	13	13	13	13
		その他	11	11	11	11
	合計(②)		343	343	343	343
②－①		23	56	43	52	61

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により、把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

① 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内認可保育所・認定こども園全園で実施しています。
令和5年度の実利用人数は767人となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

実績をベースに児童の減少傾向を踏まえて利用数を見込みました。現在の体制で対応できる見込みです。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	800	775	751	728	706
確保方策 ②	800	800	800	800	800
②－①	0	25	49	72	94

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

市内16施設で実施しています。令和6年5月1日現在の利用者数は657人（低学年：590人、高学年：67人）となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

これまでの事業実績及び児童数の減少推移に基づき算出しており、現在の体制で対応できる見込みです。

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1年生	253	246	238	231	224
	2年生	191	185	179	174	168
	3年生	128	124	120	116	113
	4年生	45	43	42	41	40
	5年生	19	19	18	17	17
	6年生	6	6	5	5	5
	計①	642	623	602	584	567
確保方策 ②		764	764	764	764	764
②－①		122	141	162	180	197

③ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園等の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内の認定こども園で実施しています。令和5年度の延べ利用人数は6,927日／年となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

量の見込みは、教育・保育の1号認定の児童数と連動させる形で、利用実績を参考に、1人当たりの年間利用日数を37日と見込みました。

計画期間における最大見込み量は令和7年度の5,735人日／年で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	5,735	5,550	5,365	5,217	5,069
確保方策 ②	5,735	5,735	5,735	5,735	5,735
②－①	0	185	370	518	666

④ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の認可保育所及び認定こども園の一部で実施しています。令和5年度の利用実績は2,301人日／年となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

保育所を利用していない児童が主な利用対象者として、実績及び児童数の減少推移に基づき算出しました、現在の体制で対応できる見込みです。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2,300	2,229	2,161	2,094	2,029
確保方策 ②	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
②－①	0	71	139	206	271

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護（福祉）施設等において一定期間（宿泊を伴う）養育・保護を行う事業です。

【現状】

市外の6施設（八代乳児院、八代ナザレ園、みどり園、熊本乳児院、慈愛園乳児ホーム、慈愛園子供ホーム）に委託しています。令和6年度の利用実績は12人日/年となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

令和6年度までの事業実績に基づき算出しており、1施設年間7人が利用すると仮定して、年間42人日の利用の見込みです。

量の見込み以上の利用者の受入れとなった場合は、委託先と協議し確保に努める。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	42	42	42	42	42
確保方策 ②	42	42	42	42	42
②－①	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事、病気などの理由により平日の夜間、休日において、乳児から18歳までのこどもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業です。

【現状】

市外の6施設（八代乳児院、八代ナザレ園、みどり園、熊本乳児院、慈愛園乳児ホーム、慈愛園子供ホーム）に委託し実施しています。

【量の見込み】と【確保対策】

令和6年度までの事業実績に基づき算出しており、1施設年間7人が利用すると仮定して、年間42人日の利用の見込みです。

量の見込み以上の利用者の受入れとなった場合は、委託先と協議し確保に努める。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	42	42	42	42	42
確保方策 ②	42	42	42	42	42
②－①	0	0	0	0	0

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等のこどもを持つ保護者で、こどもを預けたい利用会員と地域において育児に関するこどもを預かりたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現状】

令和5年度の利用実績は、小学生の放課後の預かり以外の利用を含め170人日／年となっています。
この事業では、利用希望者全てが利用できる体制の維持に努めています。

【量の見込み】と【確保対策】

小学生の放課後の預かりについては、学童保育の利用がほとんどのため、ファミリーサポートセンター事業における量の見込みは、月に15人が利用すると仮定して、年間180人日と設定しました。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	180	180	180	180	180
確保方策 ②	300	300	300	300	300
②－①	120	120	120	120	120

⑧ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子が相互の交流を行う場を設けて、子育てについての不安や悩みの相談や情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、宇城市では「子育て支援センター」と呼び、こどもの健やかな育ちを応援する事業です。

「子育てひろば」は、宇城市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、事業の運営を適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等への委託により開設しています。

【現状】

子育て支援センターは、「宇城市地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき、事業の運営を直営及び適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等への委託により開設しています。

市内7施設（社会福祉法人6・市1）で実施しており、令和6年度の月あたり利用実績は1,231人日となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和7年度の1,476人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

現在、1日あたり最大で205人の受け入れが可能であることから、確保量については、 $205 \text{ 人} \times 12 \text{ 日} (\text{週} 3 \text{ 日} \times 4 \text{ 週}) = 2,460 \text{ 人日} / \text{月}$ と、現在の体制で対応できる見込みです。

(単位：人日／月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (①)	1,476	1,426	1,383	1,301	1,260
確保方策 (②)	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
②－①	984	1,034	1,077	1,159	1,200

⑨ 病児・病後児保育事業

児童が病気となった場合（病児：回復期に至っていない、病後児：回復期にある）に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内では2施設で実施しています。令和5年度の利用実績は576人日／年となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは利用実績との乖離が大きいため、各年度の量の見込みは令和5年度利用実績の2倍の数に児童の減少傾向を踏まえて見込みました。

現状での受け入れ可能枠は、1日あたり7人で、年間開所日数を290日として計算すると2,030人日／年となります。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,152	1,117	1,082	1,049	1,016
確保方策 ②	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
②－①	878	913	948	981	1,014

⑩ 利用者支援事業

こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や保健・その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、円滑に利用ができるよう関係機関との連絡調整等を実施する事業。

こどもセンターでは、子育ての相談・助言を行うとともに、地域の子育て支援事業等の情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。

また、保健福祉センターと連携し、保健師など妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する相談を行い、支援プランを作成し支援を行っています。

【現状】

平成27年度から市子育て支援課窓口には支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行うと共に、平成31年度から宇城市保健福祉センター内に母子保健型の「宇城市子育て世代包括支援センター」を開設。

令和5年度から新たに「こどもセンター」を開設し、子育てに関する相談や子育て支援を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築しているところです。

【量の見込み】と【確保対策】

市内に1か所（市こどもセンター）で対応しています。

子育て家庭の身近な地域で実施するため、基本型、子ども家庭センター型の子育て支援に関する窓口で利用者支援事業を実施します。妊婦等包括相談支援事業型については、母子保健事業を実施する健康づくり推進課（宇城市保健福祉センター）と連携して実施します。

（基本型、子ども家庭センター型）（単位：箇所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		1	1	1	1	1
確保方策(②)		1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1
	〔こども家庭センター型(※1)〕	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
②－①		0	0	0	0	0

(妊婦等包括相談支援事業型)

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進する事業です。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられます。

(単位：人/年)

妊娠届出数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	337	328	320	312	304
確保方策(②)	337	328	320	312	304
②－①	0	0	0	0	0

(単位：回/年)

面談実施回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	1011	984	960	936	912
確保方策(②)	1011	984	960	936	912
②－①	0	0	0	0	0

⑪ 妊婦健診検査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

新規母子健康手帳交付の方には14回分の妊婦受診券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

令和5年度実績は、新規母子健康手帳交付数354人、転入母子健康手帳交付数30人、妊婦健康診査受診件数4,351件となっています。

【量の見込み】と【確保対策】

計画期間中に推定される出生数に、1人あたりの最大健診回数14回を乗じて量を見込みました。

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

発行数 (単位：人)
受診件数 (単位：件)

量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
母子健康手帳 発行数	372	363	355	347	339
妊婦健康診査 受診件数	4,956	4,900	4,858	4,816	4,774

⑫ 産後ケア事業

母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房のケアを含む）、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談などを行う事業です。訪問型、宿泊型、通所型でケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられます。

【現状】

令和5年度から事業を実施しています。助産師等の看護職が中心となり、医療機関（産婦人科）や助産院等、対象者の居宅等でのケアを提供しています。流産や死産を経験された方も対象とします。ケアを受けられる機会の拡大と里帰り出産への対応として、償還払いによる利用料補助を実施します。

【量の見込み】と【確保対策】

（単位：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	318	315	312	309	306
確保方策 ②	318	315	312	309	306
②－①	0	0	0	0	0

⑬ 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

令和5年度の訪問実績は322人となっております。

【量の見込み】と【確保対策】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

現状どおり、母子保健推進員による全対象家庭の訪問を行います。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	338	328	318	308	299

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

家庭児童相談等における相談支援の中で必要と判断した家庭に対し、ヘルパー等を派遣し保護者の家事や育児の負担を軽減し、療養環境を整えることで虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

【現状】

市内3か所のヘルパー事業所に委託し実施している。

【量の見込み】と【確保対策】

ヘルパー事業所へ委託し、量を確保している。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	60	60	60	60	60
確保方策(②)	60	60	60	60	60
②－①	0	0	0	0	0

第 5 章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市の推進体制の整備

市は、本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。また、職員一人ひとりがこどもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象とした、こどもの権利に関する研修を実施するなど、市全体でこどもの権利を基盤にした取組みを推進します。

(2) こども・若者の市政参加の促進

計画の推進にあたって、市は幅広く多様な背景を持つこども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、各事業の実施にあたり、可能な限りこども・若者が参加する機会を設け、市政運営へのこども・若者の参加促進を図ります。

(3) 地域や関係機関等との連携・協働

こどもの育ちを地域全体で支え、こどもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけでなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

また、市に関わる全ての人に対し、こどもの権利についての理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となってこどもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

2 計画の評価・見直し

(1) 計画の評価

市は、毎年度、各事業の実施状況や成果指標の進捗状況等について、「宇城市子ども・子育て会議」に意見を聴き、事業実績として取りまとめます。取りまとめた事業実績を踏まえ、取組みの推進やPDCAサイクルに基づき改善を図ります。

また、設定した目標が達成しているかを検証するため、こども・若者、子育て当事者への意見聴取等を、計画の中間年（令和9年度）及び最終年（令和11年度）に行います。事業実績については、市ホームページに掲載するなど、広く市民に公表します。

(2) 計画の見直し

計画策定時に想定できていなかった要因（社会情勢の変化、予測との乖離）を整理し、新たに生じた課題・ニーズを把握した上で、実施施策や目標値などを必要に応じて見直します。



資料

○宇城市子ども・子育て会議条例〔こどもセンター〕

平成26年6月25日
条例第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、宇城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こどもセンターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

宇城市子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月31日現在

役職	氏名	委員構成	機関・団体名
会長	出川 聖尚子	学識経験者	熊本学園大学 (子ども家庭福祉学科教授)
副会長	杉浦 正秀	児童福祉に関する者	宇城市社会福祉協議会
委員	志水 英子	教育関係者	宇城市校長会
委員	末富 猪一郎	企業関係	宇城市企業クラブ
委員	林田 恵美子	児童福祉に関する者	宇城市民生委員・児童委員 連絡協議会
委員	福田 誠治	児童福祉に関する者	障がい児支援団体
委員	内田 良介	児童福祉に関する者	児童家庭支援センター
委員	前田 ヨシ子	地域医療	宇城保健所
委員	藤田 香瑞	保育関係者	宇城保育園連盟
委員	鷺尾 天	保育関係者	宇城保育園連盟
委員	堤 剣人	保育関係者	放課後児童クラブ
委員	川島 賢治	保護者	保育所等保護者代表
委員	本郷 加奈子	保護者	保育所等保護者代表
委員	中山 弘幸	保護者	宇城市PTA連合会
委員	神之田 歩美	母子保健関係者	宇城市母子保健推進委員会

15名（内 会長・副会長各1名）

The background features a collection of overlapping circles in various colors including yellow, pink, orange, green, blue, and purple. These circles are connected by thin, hand-drawn style lines in similar colors, creating a whimsical and abstract pattern. The overall aesthetic is soft and child-friendly.

宇城市こども計画

令和7年3月

編集・発行 宇城市 福祉部 こどもセンター

〒869-0552 熊本県宇城市不知火町高良2273番地1
TEL 0964-33-1118 FAX 0964-27-4406
